



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	4
○ 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（税務課）	37
○ 沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例（市町村課）	37
○ 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（地域保健課）	38
○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（薬務生活衛生課）	39
○ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（学校人事課）	40
○ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（警察本部地域課）	42

規 则

○ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	70
---	----

企業局事項

○ 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程	74
○ 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	77

病院事業局事項

○ 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程	77
○ 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	92

公安委員会事項

○ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則	98
-------------------------------------	----

人事委員会事項

○ 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	141
○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	142
○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	143
○ 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	144
○ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	144

選挙管理委員会事項

○ 政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示	144
○ 政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程	145

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第48号）

1 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正することとした。
<第1条>

- (1) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を引き上げる。（第11条関係）
- (2) 期末手当について、12月期の支給割合を100分127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）に引き上げる。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の72.5（特

- 定幹部職員にあっては、100分の62.5)に引き上げる。(第27条関係)
- (3) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)に引き上げる。また、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)に引き上げる。(第28条関係)
- (4) 全ての給料表の給料月額を改定する。(別表第1から別表第6まで関係)
- 2 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
- (1) 別表第4 教育職給料表(2)備考2により加算される額について、職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものにあっては11,500円とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものにあっては3,800円とする。
- (2) 別表第4 教育職給料表(3)備考2により加算される額について、職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものにあっては11,500円とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものにあっては4,000円とする。
- 3 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第3条>
- (1) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の126.25(特定幹部職員にあっては、100分の106.25)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の126.25(特定幹部職員にあっては、100分の106.25)に引き下げる。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の71.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の71.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)に引き下げる。(第27条関係)
- (2) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の106.25(特定幹部職員にあっては、100分の126.25)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の106.25(特定幹部職員にあっては、100分の126.25)に引き下げる。また、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)に引き下げる。(第28条関係)
- 4 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第51号)の一部を次のように改正することとした。<第4条>
- (1) 給料表の給料月額を改定する。(第5条関係)
- (2) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の177.5に引き上げる。(第6条関係)
- 5 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第5条>
- 期末手当について、6月期の支給割合を100分の175に引き上げ、12月期の支給割合を100分の175に引き下げる。(第6条関係)
- 6 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第52号)の一部を次のように改正することとした。<第6条>
- (1) 給料表の給料月額を改定する。(第7条関係)
- (2) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の97.5に引き上げる。(第9条関係)
- (3) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の90に引き上げる。(第9条関係)
- 7 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第7条>
- (1) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の96.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の96.25に引き下げる。(第9条関係)
- (2) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の88.75に引き上げ、12月期の支給割合を100分の88.75に引き下げる。(第9条関係)
- 8 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年沖縄県条例第42号)の一部を次のように改正することとした。<第8条>
- (1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の127.5に引き上げる。(第6条関係)
- (2) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の107.5に引き上げる。(第9条関係)
- 9 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第9条>
- (1) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の126.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の126.25に引き下げる。(第6条関係)
- (2) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の106.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の106.25に引き下げる。(第9条関係)
- 10 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は令和8年1月1日から、3、5、7、9及び14は同年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 11 1(1)及び(4)、4(1)並びに6(1)は令和7年4月1日から、1(2)及び(3)、4(2)、6(2)及び(3)、8並びに13は同

年12月1日から適用することとした。 (附則第2項)

12 この条例の施行に関し、必要な経過措置等を定めることとした。 (附則第3項から第5項まで)

13 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）について、1(2)及び(3)に伴う規定の整理を行うこととした。

(附則第6項)

14 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例について、3に伴う規定の整理を行うこととした。 (附則第7項)

○ 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 令和12年度を目指として、沖縄県産業廃棄物税条例の規定について検討を行うこととした。 (附則第5項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 確認書の写し及び都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。 (別表関係)

2 この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。 (附則)

○ 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 沖縄県立総合精神保健福祉センターの位置を改めることとした。 (第3条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。 (第5条、第6条、別表第1及び別表2関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合の営業施設の基準を定めることとした。 (別表第2関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。 (別表第1及び別表第2関係)

3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。 (附則)

○ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第53号）

1 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年条例第97号）の一部を次のように改正することとした。 <第1条>

(1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額について、教育職員の給料月額の100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に引き上げる。 (第3条関係)

(2) 指導改善研修被認定者について、教職調整額を支給しない。 (第3条関係)

(3) 教職調整額の基準となる額の引上げは、令和8年1月1日から毎年100分の1づつ段階的に行う。 (附則第4項関係)

2 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第65号）の一部を次のように改正することとした。 <第2条>

学校の管理下において緊急に行う業務で児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導の業務に従事した場合に支給する額を7,500円から、8,000円に引き上げる。 (第40条関係)

3 この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。 (附則第1項)

4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項)

○ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（条例第54号）

1 この条例の目的及び定義について定めることとした。 (第1条及び第2条)

2 県及び海域等利用者の責務について定めることとした。 (第3条及び第4条)

3 海水浴場開設の届出、海水浴場開設者の事故防止等の措置について定めることとした。 (第5条から第8条まで)

4 遊泳区域の指定等について定めることとした。 (第9条及び第10条)

- 5 催物の開催の届出等について定めることとした。（第11条から第14条まで）
- 6 海域レジャー事業の届出、海域レジャー事業者の事故防止等の措置について定めることとした。（第15条から第24条まで）
- 7 遊泳者の事故防止等に関する努力義務について定めることとした。（第25条）
- 8 プレジャーボートの操縦者の遵守事項及び危険行為等の禁止について定めることとした。（第26条及び第27条）
- 9 酒気帯び操縦等の禁止について定めることとした。（第28条及び第29条）
- 10 プレジャーボート等の事故発生時の措置について定めることとした。（第30条）
- 11 公安委員会の勧告、事業の停止命令等について定めることとした。（第31条から第33条まで）
- 12 安全対策優良海域レジャー提供業者の指定等について定めることとした。（第34条）
- 13 公安委員会が行う指導、講習、調査等について定めることとした。（第35条から第38条まで）
- 14 海域レジャー適正化事業実施機関の指定等について定めることとした。（第39条）
- 15 市町村条例との関係について定めることとした。（第40条）
- 16 公安委員会規則への委任について定めることとした。（第41条）
- 17 罰則について定めることとした。（第42条から第44条まで）
- 18 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、20は、令和8年3月1日から、一部の規定は、令和9年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 19 この条例の施行に関し、必要な経過措置について定めることとした。（附則第2項から附則第17項まで）
- 20 準備行為について定めることとした。（附則第18項）
- 21 この条例の施行に伴い、沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を改正することとした。（附則第19項）

条 例

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第48号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改める。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号 級	給料月額							
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				

令和7年12月26日 金曜日

公 報

(号外第42号)

	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000						
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300						
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600						
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800						
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000						
	86	266,200	305,800	355,700								
	87	266,500	306,100	356,100								
	88	266,800	306,400	356,500								
	89	267,100	306,700	356,700								
	90	267,400	307,000	357,100								
	91	267,700	307,300	357,500								
	92	268,000	307,600	357,900								
	93	268,300	307,800	358,100								
	94		308,000	358,400								
	95		308,300	358,800								
	96		308,700	359,100								
	97		308,900	359,400								
	98		309,200	359,800								
	99		309,500	360,200								
	100		309,900	360,600								
	101		310,100	361,100								
	102		310,400	361,500								
	103		310,700	361,900								
	104		311,000	362,300								
	105		311,200	362,800								
	106		311,500	363,200								
	107		311,800	363,500								
	108		312,100	363,800								
	109		312,300	364,200								
	110		312,600									
	111		313,000									
	112		313,300									
	113		313,500									
	114		313,700									
	115		314,000									
	116		314,400									
	117		314,600									
	118		314,800									
	119		315,100									
	120		315,400									
	121		315,700									
	122		315,900									
	123		316,200									
	124		316,500									
	125		316,800									
定年 前再		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準

任用 短時 間勤 務職 員		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号 級	給料月額							
			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	

	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
定年	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
前再	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
任用	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
短時	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
間勤	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
務職	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
員以	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
外の	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
職員	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			

	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	86	312,500	331,200	355,900	398,800					
	87	313,200	332,200	357,400	399,400					
	88	313,900	333,200	358,800	400,000					
	89	314,600	334,100	360,100	400,300					
	90	315,300	335,400	361,300	400,800					
	91	316,000	336,600	362,500	401,300					
	92	316,700	337,800	363,800	401,800					
	93	317,200	339,000	365,100	402,200					
	94	318,100	340,300	366,600	402,600					
	95	319,000	341,500	368,100	403,100					
	96	319,800	342,700	369,500	403,600					
	97	320,500	343,900	370,800	404,000					
	98	321,400	345,200	372,000	404,500					
	99	322,300	346,400	373,100	405,000					
	100	323,200	347,600	374,300	405,400					
	101	324,100	349,000	375,400	405,700					
	102	325,100	349,900	376,500	406,100					
	103	326,100	350,900	377,600	406,500					
	104	327,000	352,000	378,700	406,800					
	105	327,800	353,100	379,900	407,100					
	106	328,400	354,200	380,400	407,600					
	107	329,000	355,200	381,000	408,100					
	108	329,600	356,200	381,600	408,600					
	109	330,100	357,400	382,200	408,900					
	110	330,600	358,400	382,700	409,400					
	111	331,000	359,400	383,100	409,900					
	112	331,500	360,300	383,600	410,400					
	113	332,300	361,200	384,000	410,700					
	114	332,900	362,100	384,400	411,200					
	115	333,600	363,000	384,900	411,700					
	116	334,200	364,000	385,400	412,200					
	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100						
	123	338,300	367,700	388,600						
	124	338,800	368,100	389,000						

	125	339,100	368,500	389,500						
	126		368,900	390,000						
	127		369,300	390,500						
	128		369,700	391,000						
	129		370,100	391,300						
	130		370,500	391,800						
	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第5条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
			円		円		円		円		円		円		円
	1	221,200	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600							
	2	222,900	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400							
	3	224,600	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200							
	4	226,200	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000							
	5	227,700	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800							
	6	230,400	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500							
	7	233,200	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200							
	8	235,800	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800							

	9	238,500	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200
	10	240,700	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400
	11	242,800	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600
	12	244,900	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600
	13	246,900	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500
	14	248,700	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500
	15	250,500	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500
	16	252,100	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400
	17	253,600	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700
	18	255,100	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600
	19	256,700	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400
	20	258,200	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300
	21	259,600	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200
	22	260,900	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100
	23	262,000	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000
	24	263,200	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900
	25	264,300	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700
	26	265,300	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400
	27	266,400	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000
	28	267,300	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600
	29	268,300	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100
	30	269,200	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600
	31	270,100	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200
	32	270,900	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800
	33	271,600	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100
	34	272,300	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600
	35	272,800	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100
	36	273,300	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600
	37	273,900	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100
	38	274,500	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700
	39	275,000	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000
	40	275,500	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600
	41	275,900	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100
	42	276,300	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700	
	43	276,700	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300	
	44	277,100	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900	
	45	277,700	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200	
	46	278,300	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800	
	47	278,900	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400	
定年 前再 任用	48	279,500	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000	
短時 間勤	49	280,000	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400	
務職	50	280,600	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700	
員以 外の 職員	51	281,200	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000	
	52	281,700	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200	
	53	282,200	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400	
	54	282,700	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600	
	55	283,200	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900	
	56	283,700	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200	

57	284,200	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400		
58	284,700	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700		
59	285,200	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000		
60	285,600	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200		
61	286,000	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400		
62	286,300	301,900	335,900	386,300	440,600			
63	286,600	302,200	336,200	386,600	441,100			
64	286,800	302,400	336,400	386,900	441,600			
65	287,000	302,600	336,600	387,100	442,100			
66	287,300	302,800	336,900	387,300	442,700			
67	287,600	303,000	337,200	387,600	443,200			
68	287,800	303,300	337,400	387,900	443,800			
69	288,000	303,600	337,600	388,200	444,300			
70	288,300			388,400	444,800			
71	288,500			388,700	445,400			
72	288,700			389,000	446,000			
73	289,000			389,300	446,300			
74				389,700	446,900			
75				390,100	447,500			
76				390,500	448,000			
77				390,900	448,400			
78				391,300	448,900			
79				391,800	449,600			
80				392,300	450,300			
81				392,700	450,500			
82				393,100				
83				393,500				
84				393,900				
85				394,400				
86				394,900				
87				395,400				
88				395,900				
89				396,200				
90				396,600				
91				396,900				
92				397,300				
93				397,800				
94				398,100				
95				398,600				
96				399,000				
97				399,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円

員		227,700	233,500	264,600	295,300	337,800	367,200	415,600
---	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 212,900	円 259,800	円 332,500	円 389,400	円 464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	

37	273,800	320,100	389,800	441,500	
38	274,900	321,800	391,300	443,000	
39	276,100	323,600	392,800	444,600	
40	277,200	325,300	394,200	446,200	
41	278,500	326,600	395,500	447,700	
42	279,500	328,500	397,000	449,200	
43	280,500	330,300	398,400	450,400	
44	281,400	332,000	399,800	451,600	
45	282,000	333,600	401,300	452,800	
46	282,800	335,500	402,900	454,100	
47	283,600	337,200	404,500	455,300	
48	284,400	338,900	405,900	456,500	
49	285,100	340,600	407,100	457,600	
50	285,900	342,300	408,500	458,800	
51	286,600	344,000	409,900	460,000	
52	287,400	345,700	411,200	461,200	
53	288,200	347,400	412,400	462,400	
54	289,000	348,700	413,600	463,600	
55	289,700	350,000	414,900	464,800	
56	290,500	351,300	416,200	466,000	
57	291,200	352,800	417,500	467,100	
58	291,800	354,400	418,800	467,700	
59	292,600	355,900	420,200	468,200	
60	293,400	357,500	421,400	468,700	
61	294,100	358,900	422,600	469,200	
62	294,700	360,500	424,000		
63	295,500	362,100	425,400		
64	296,100	363,500	426,700		
65	297,100	365,000	427,900		
66	297,900	366,600	429,100		
67	298,600	368,200	430,400		
68	299,300	369,700	431,800		
69	299,900	371,200	433,100		
70	300,600	372,800	434,300		
71	301,300	374,300	435,300		
72	302,000	375,800	436,500		
73	302,700	377,300	437,700		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	74 75 76 77 78 79 80 81 82 83	303,400 304,100 304,600 305,200 305,800 306,500 307,100 307,600 308,200 308,900	378,900 380,500 382,000 383,400 384,800 386,200 387,500 388,800 390,200 391,500	438,800 440,000 441,000 442,100 443,100 444,100 445,100 446,000 446,800 447,600	

	84	309, 600	392, 800	448, 400		
	85	310, 200	393, 900	449, 100		
	86	311, 000	395, 300	449, 500		
	87	311, 700	396, 600	449, 900		
	88	312, 300	397, 900	450, 300		
	89	313, 000	399, 100	450, 700		
	90	313, 800	400, 400	451, 000		
	91	314, 600	401, 500	451, 300		
	92	315, 400	402, 700	451, 500		
	93	315, 900	403, 900	451, 800		
	94	316, 700	405, 000	452, 100		
	95	317, 500	406, 200	452, 400		
	96	318, 300	407, 400	452, 600		
	97	318, 900	408, 800	452, 800		
	98	319, 600	409, 800	453, 100		
	99	320, 400	410, 800	453, 400		
	100	321, 100	411, 800	453, 600		
	101	321, 900	412, 700	453, 800		
	102	322, 700	413, 700	454, 100		
	103	323, 600	414, 800	454, 400		
	104	324, 400	415, 900	454, 600		
	105	325, 000	416, 600	454, 800		
	106	325, 800	417, 500			
	107	326, 600	418, 400			
	108	327, 400	419, 300			
	109	328, 100	420, 100			
	110	328, 500	420, 900			
	111	328, 800	421, 700			
	112	329, 300	422, 500			
	113	329, 800	423, 100			
	114	330, 200	423, 800			
	115	330, 600	424, 500			
	116	331, 000	425, 200			
	117	331, 500	425, 800			
	118	332, 000	426, 300			
	119	332, 400	426, 600			
	120	332, 900	426, 900			
	121	333, 400	427, 200			
	122	333, 800	427, 500			
	123	334, 200	427, 800			
	124	334, 700	428, 000			
	125	335, 200	428, 200			
	126	335, 500	428, 500			
	127	335, 800	428, 800			
	128	336, 100	429, 000			
	129	336, 300	429, 200			
	130	336, 600	429, 500			

	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 247,200	円 288,900	円 319,100	円 348,200	円 436,000

備考 1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円

	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	

	49	284,600	320,100	399,500	419,500
	50	285,400	321,800	400,700	420,500
	51	286,100	323,600	401,700	421,800
	52	286,800	325,300	402,800	423,000
	53	287,600	326,600	403,600	424,200
	54	288,400	328,500	404,700	425,300
	55	289,000	330,300	405,700	426,400
	56	289,700	332,000	406,700	427,500
	57	290,400	333,600	407,800	428,500
	58	291,200	335,500	408,800	429,700
	59	292,000	337,200	409,900	430,900
	60	292,600	338,900	411,000	432,100
	61	293,200	340,600	412,000	432,700
	62	293,900	342,300	413,100	433,500
	63	294,600	344,000	414,200	434,200
	64	295,100	345,700	415,200	434,700
	65	295,800	347,400	416,100	435,000
	66	296,500	348,700	417,000	435,300
	67	297,100	350,000	418,000	435,700
	68	297,700	351,300	419,000	436,100
	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
	76	302,700	363,000	424,800	438,600
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77	303,300	364,400	425,400	438,800
	78	303,900	365,900	426,100	439,100
	79	304,500	367,400	426,600	439,400
	80	305,100	368,900	427,200	439,600
	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	
	83	306,700	372,800	428,300	
	84	307,300	374,000	428,500	
	85	307,700	375,200	428,700	
	86	308,100	376,400	429,000	
	87	308,600	377,500	429,300	
	88	309,100	378,600	429,500	
	89	309,500	379,600	429,700	
	90	310,000	380,700	430,000	
	91	310,400	381,800	430,300	
	92	310,900	382,900	430,500	
	93	311,200	384,000	430,700	
	94	311,700	385,100	431,000	
	95	312,200	386,100	431,300	

	96	312,600	387,200	431,500		
	97	312,900	388,200	431,700		
	98	313,300	389,200	432,000		
	99	313,700	390,100	432,300		
	100	314,100	391,000	432,500		
	101	314,500	391,800	432,700		
	102	314,800	392,800	433,000		
	103	315,100	393,600	433,300		
	104	315,400	394,500	433,500		
	105	315,600	395,300	433,700		
	106	315,900	396,200			
	107	316,200	397,100			
	108	316,400	398,000			
	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			

	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 238,400	円 285,800	円 314,300	円 341,600	円 425,600

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 (第5条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 196,200	円 246,800	円 338,900	円 388,500	円 460,100
	2	円 197,300	円 251,100	円 340,900	円 389,900	円 470,300
	3	円 198,500	円 253,900	円 342,900	円 391,300	円 480,000
	4	円 199,600	円 256,600	円 344,800	円 392,700	円 489,900
	5	円 200,700	円 259,200	円 346,600	円 394,100	円 499,800
	6	円 202,900	円 260,900	円 348,600	円 395,500	円 509,800
	7	円 205,000	円 262,400	円 350,500	円 396,800	円 518,500
	8	円 207,100	円 263,900	円 352,400	円 398,200	円 526,400

9	209, 200	265, 400	354, 100	399, 600	534, 200
10	211, 200	267, 400	355, 700	401, 100	541, 300
11	213, 200	269, 300	357, 200	402, 500	546, 600
12	215, 200	271, 200	358, 800	403, 900	551, 100
13	217, 200	273, 200	360, 400	405, 200	554, 100
14	219, 100	275, 400	361, 400	406, 700	556, 100
15	221, 000	277, 600	362, 400	408, 200	
16	222, 800	279, 800	363, 300	409, 700	
17	224, 500	281, 900	364, 400	411, 200	
18	226, 300	284, 200	365, 600	412, 800	
19	228, 100	286, 500	366, 800	414, 400	
20	229, 900	288, 900	368, 000	416, 100	
21	231, 700	291, 200	369, 200	417, 300	
22	233, 500	293, 300	370, 300	418, 700	
23	235, 200	295, 400	371, 300	420, 100	
24	236, 900	297, 400	372, 300	421, 400	
25	238, 600	299, 400	373, 400	422, 700	
26	240, 700	301, 300	374, 400	424, 000	
27	242, 600	303, 200	375, 300	425, 500	
28	244, 500	305, 100	376, 300	427, 000	
29	246, 400	307, 000	377, 200	428, 200	
30	247, 500	308, 500	378, 000	429, 400	
31	248, 600	310, 000	378, 800	431, 000	
32	249, 700	311, 500	379, 600	432, 500	
33	251, 100	313, 000	380, 300	433, 800	
34	252, 400	314, 500	381, 000	435, 200	
35	253, 800	316, 000	381, 800	436, 600	
36	255, 200	317, 400	382, 600	438, 000	
37	256, 600	318, 800	383, 300	439, 400	
38	258, 100	319, 700	384, 000	440, 800	
39	259, 600	320, 600	384, 800	442, 200	
40	261, 200	321, 400	385, 600	443, 600	
41	262, 600	322, 100	386, 400	444, 700	
42	263, 900	322, 600	387, 600	446, 000	
43	265, 300	323, 100	388, 800	447, 400	
44	266, 700	323, 500	390, 000	448, 700	
45	268, 200	323, 900	390, 700	449, 500	
46	269, 500	324, 400	391, 700	450, 300	
47	270, 700	324, 900	392, 500	451, 200	
48	271, 900	325, 300	393, 200	452, 100	
49	273, 100	325, 700	393, 900	452, 900	
50	274, 200	326, 100	394, 600	453, 700	
51	275, 300	326, 400	395, 200	454, 300	
52	276, 400	326, 900	395, 800	455, 100	
53	277, 400	327, 300	396, 400	455, 500	
54	278, 500	327, 700	397, 100	456, 100	
55	279, 500	328, 100	397, 900	456, 600	

	56	280,500	328,400	398,700	457,100	
	57	281,500	328,800	399,300	457,600	
	58	282,200	329,100	400,100		
定年前 再任用 短時間	59	282,700	329,500	400,800		
勤務職 員以外 の職員	60	283,300	329,800	401,500		
	61	283,900	330,200	402,100		
	62	284,500	330,700	402,800		
	63	285,100	331,300	403,400		
	64	285,600	331,800	404,100		
	65	286,200	332,200	404,800		
	66	286,700	332,800	405,400		
	67	287,300	333,300	406,000		
	68	287,800	333,900	406,700		
	69	288,400	334,400	407,400		
	70	289,100	334,900	407,900		
	71	289,700	335,400	408,500		
	72	290,300	336,000	409,100		
	73	290,900	336,500	409,600		
	74	291,500	337,200	410,200		
	75	292,100	337,900	410,800		
	76	292,800	338,600	411,300		
	77	293,400	339,200	411,800		
	78	294,100	339,800	412,300		
	79	294,800	340,500	412,800		
	80	295,300	341,200	413,500		
	81	295,900	341,900	413,900		
	82	296,500	342,600			
	83	297,200	343,200			
	84	297,800	343,800			
	85	298,300	344,300			
	86	298,900	344,800			
	87	299,600	345,200			
	88	300,200	345,600			
	89	300,700	345,900			
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			

	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 230,200	円 273,400	円 299,200	円 343,000	円 403,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6（第5条関係）

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	

	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
定年前 再任用 短時間	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
勤務職 員以外 の職員	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	

	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 201,000	円 239,800	円 274,400	円 293,300	円 326,300	円 372,300	円 427,200
	2	円 203,100	円 241,100	円 275,200	円 294,100	円 327,700	円 374,000	円 429,100
	3	円 205,200	円 242,400	円 275,900	円 294,800	円 329,100	円 375,600	円 431,100
	4	円 207,300	円 243,700	円 276,700	円 295,500	円 330,500	円 377,200	円 432,900

令和7年12月26日 金曜日

公 報

(号外第42号)

	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	

定年	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
前再	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
任用	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
短時	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
間勤								
務職	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
員以	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
外の	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
職員	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
	78	265,000	301,000	338,100	359,700			
	79	265,300	301,200	338,500	359,900			
	80	265,500	301,500	339,000	360,200			
	81	265,700	301,800	339,500	360,700			
	82	266,000	302,000	339,800	361,000			
	83	266,300	302,300	340,000	361,300			
	84	266,500	302,600	340,300	361,600			
	85	266,700	302,800	340,700	362,000			
	86		303,000	341,100	362,300			
	87		303,200	341,400	362,600			
	88		303,400	341,700	362,900			
	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			

	100	306,500	344,900	367,300				
	101	306,800	345,100	367,800				
	102	307,000	345,300					
	103	307,200	345,700					
	104	307,500	345,900					
	105	307,800	346,100					
	106		346,400					
	107		346,800					
	108		347,200					
	109		347,400					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400

21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	

	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
定年前 再任用 短時間	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
勤務職 員以外 の職員	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
	86	295,800	322,600	360,600	379,900		
	87	296,300	323,600	361,400	380,500		
	88	296,800	324,600	362,200	381,000		
	89	297,200	325,500	362,800	381,300		
	90	297,700	326,500	363,400	381,800		
	91	298,200	327,500	364,000	382,100		
	92	298,700	328,500	364,600	382,400		
	93	299,200	329,300	365,000	383,000		
	94	299,600	330,000	365,400	383,500		
	95	300,100	330,700	365,900	384,000		
	96	300,700	331,300	366,300	384,500		
	97	301,300	331,800	366,800	385,100		
	98	301,800	332,100	367,200	385,600		
	99	302,300	332,600	367,700	386,100		
	100	302,800	333,200	368,100	386,500		
	101	303,200	333,600	368,400	387,100		
	102	303,700	334,100	368,900	387,600		
	103	304,100	334,700	369,200	388,100		
	104	304,500	335,200	369,500	388,600		
	105	304,900	335,600	369,900	389,200		
	106	305,300	336,100	370,400	389,600		
	107	305,700	336,600	370,900	390,100		
	108	306,000	337,100	371,400	390,600		
	109	306,200	337,500	371,900	391,200		
	110	306,500	337,800	372,400			
	111	306,700	338,100	372,900			
	112	307,000	338,400	373,300			
	113	307,300	338,700	373,700			
	114	307,500	339,100	374,100			

	115	307,800	339,400	374,600		
	116	308,000	339,700	375,100		
	117	308,300	339,900	375,500		
	118	308,500	340,200	376,000		
	119	308,800	340,500	376,500		
	120	309,100	340,700	377,000		
	121	309,400	340,900	377,300		
	122	309,700	341,200			
	123	310,000	341,500			
	124	310,300	341,800			
	125	310,500	342,000			
	126	310,700	342,300			
	127	311,000	342,600			
	128	311,400	342,800			
	129	311,600	343,000			
	130	311,900	343,200			
	131	312,200	343,500			
	132	312,600	343,700			
	133	312,800	344,000			
	134	313,100	344,400			
	135	313,400	344,800			
	136	313,700	345,200			
	137	313,900	345,500			
	138	314,200	345,900			
	139	314,500	346,300			
	140	314,800	346,700			
	141	315,000	347,000			
	142	315,300	347,400			
	143	315,700	347,700			
	144	316,000	348,100			
	145	316,200	348,400			
	146	316,400	348,800			
	147	316,700	349,200			
	148	317,000	349,600			
	149	317,200	349,900			
	150	317,400	350,300			
	151	317,700	350,700			
	152	318,000	351,100			
	153	318,400	351,400			
	154	318,600				
	155	318,800				
	156	319,100				
	157	319,400				
	158	319,700				
	159	320,000				
	160	320,300				
	161	320,700				

	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額					
	円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600	円

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第4 教育職給料表(2)備考2中「うち」を「給料月額は」に、「の給料月額は、この表の額に7,700円」を「にあつてはこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつてはこの表の額に3,800円」に改め、別表第4 教育職給料表(3)備考2中「うち」を「給料月額は」に、「の給料月額は、この表の額に7,500円」を「にあつてはこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつてはこの表の額に4,000円」に改める。

第3条 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

第6条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第5条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000

7	893,000
---	---------

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第7条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第9条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第9条 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第9条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年1月1日から、第3条、第5条、第7条及び第9条並びに附則第7項の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第27条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第4条の規定（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第6条の規定（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第27条第2

項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第4条の規定(任期付研究員条例第6条第3項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定、第6条の規定(任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定、第8条の規定による改正後の沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「会計年度任用職員条例」という。)の規定及び附則第6項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 令和7年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内扱)

4 第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例、第6条の規定による改正後の任期付職員条例又は第8条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付研究員条例、第6条の規定による改正前の任期付職員条例又は第8条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例、第6条の規定による改正後の任期付職員条例又は第8条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内扱とみなす。

(人事委員会規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

- (1) 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第42号)第5条第2項
- (2) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)第7条
- (3) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和59年沖縄県条例第27号)第

4条

7 次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

- (1) 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項
- (2) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第7条
- (3) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例第4条

沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第49号

沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和7年度」を「令和12年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第50号

沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例（平成28年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表収支報告書等の写しの交付手数料の項中「又は政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書又は確認書」に改め、同項の次に次のように加える。

都道府県提出文書の写しの交付手数料	政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付	アからウまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア 都道府県提出文書を複写機によりA4の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 交付する用紙1枚につき10円 イ 都道府県提出文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に都道府県提出文書の文書1枚ごとに10円を加えた額 ウ 都道府県提出文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に都道府県提出文書の文書1枚ごとに10円を加えた額
-------------------	--	---

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第51号

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「212番地」を「212番地3」に改める。

第5条第1項中「又は健康診断」を削り、同条第2項中「（以下「点数表」という。）」を削り、同項ただし書を削る。

第6条中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第52号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6号中「(4)まで」を「(5)まで」に改め、同号(2)中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。(3)、次号及び別表第2第1号(2)において同じ。）により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2第1号(1)において同じ。）」を加え、同号中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合 第4号(10)、(11)、(15)から(17)まで、(20)及び(21)並びに前号(8)及び(9)

別表第1第7号中「をする営業」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。）」を加え、「別表第2第1号(1)」を「別表第2第1

号(1)ア」に改める。

別表第2第1号を次のように改める。

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあっては、次の要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。

(2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次の要件を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、調理後の食品に係る外部からの汚染等を防止する構造を持つ保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、一定の時間を経過した調理後の食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務

手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第53号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第1条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育職員」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除く。第3項及び第6条第2項において同じ。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項第2号中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下この項において「給特条例」という。）の規定による教職調整額の支給及び給特条例第6条第2項の適用並びに沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第1条の規定による改正後の給特条例第3条第1項及び第3項並びに第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県条例第54号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 海水浴場（第5条—第8条）
- 第3章 遊泳区域（第9条・第10条）
- 第4章 催物の開催（第11条—第14条）
- 第5章 海域レジャー事業（第15条—第24条）
- 第6章 遊泳者の事故防止等（第25条）

第7章 操縦者の事故防止等（第26条—第30条）

第8章 効力等（第31条—第33条）

第9章 雜則（第34条—第41条）

第10章 罰則（第42条—第45条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県及び海域等利用者等の責務を明らかにするとともに、海域レジャー提供業者の事故防止の措置等を定めることにより、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水難事故 水難等の事故をいう。
- (2) 海域 沖縄県の区域内の海域をいう。
- (3) 内水域 沖縄県の区域内の河川及び湖沼をいう。
- (4) 海域等利用者 海域又は内水域において、スポーツ、レクリエーション等のため游泳、潜水等をし、又はプレジャー・ボート、カヌー等若しくは水上設置遊具を利用している者、漁業に従事している者及び工事等の作業に従事している者をいう。
- (5) 潜水 水中において給気を受けることのできる器具を用いて、水中に潜ることをいう。
- (6) スノーケリング スノーケルを用いて、游泳することをいう。
- (7) 游泳者 游泳及び潜水している者並びにゴムボート、浮輪その他の身体に危害を及ぼすおそれのない游泳器具をその本来の用い方に従って用いている者をいう。
- (8) 海水浴場 特定の海域において游泳する者の利便に供するための施設及び游泳者に係る水難事故の防止のための設備を設けること等により、通常公衆が游泳のため利用のことのできるものとして環境を整備した場合における当該特定の海域及びこれに接続する海浜をいう。
- (9) 動力船 機関を用いて推進する船舶をいう。

- (10) プレジャー・ボート スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶、サーフボード、セールボードその他の公安委員会規則で定めるものをいう。
- (11) カヌー等 ろかいをもって運転し、かつ、スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶等であって公安委員会規則で定めるものをいう。
- (12) 水上設置遊具 気体を充填して水上に浮遊させる遊具又は水上において浮力を有する素材から製造された遊具であって、係留その他の方法により水上における位置を保持した上でスポーツ又はレクリエーションの用に供するものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、水難事故の防止に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携及び協力を図るものとする。
- 3 県は、市町村が水難事故の防止に関する施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の支援を行うものとする。
- 4 県は、海域及び内水域の安全な利用に関し、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(海域等利用者等の責務)

第4条 海域等利用者は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等のための遊泳、潜水等並びにプレジャー・ボート、カヌー等及び水上設置遊具の利用、漁業並びに工事等の作業が常に水難事故の危険を伴うものであることを認識し、海域及び内水域の安全な利用に努めるものとする。

- 2 何人も、水難事故が発生していると認められる場合又は発生するおそれがあると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。
- 3 何人も、県が実施する水難事故の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 海水浴場

(海水浴場開設の届出)

第5条 海水浴場を開設しようとする者は、開設しようとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安

委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 海水浴場の名称
- (3) 海水浴場の区域
- (4) 海水浴場を公衆の利用に供する期間
- (5) 海水浴場に設ける施設、設備等の概要
- (6) 海水浴場における遊泳者に係る水難事故の防止その他遊泳者の安全のためにとる措置の概要

3 次の各号のいずれかに該当する者は、海水浴場を開設してはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (3) 第32条第2項から第4項までの規定により命令を受けた日から起算して3年を経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第8号において同じ。）であった者で当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないものを含む。）
- (4) 第32条第2項から第4項までの規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に次条、第12条及び第16条の規定による廃止又は中止の届出をした者（廃止又は中止について相当な理由がある者を除く。）で当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第9号において「暴力団員等」という。）
- (6) 心身の故障により海水浴場の開設を適正に行うことができない者として公安委員会

規則で定めるもの

- (7) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (8) 法人でその役員のうちに第1号から第6号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に海水浴場を公衆の利用に供させてはならない。

(海水浴場開設の変更等の届出)

第6条 前条第1項の規定による届出をした者は、届出に係る海水浴場を廃止したとき、又は同条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

(国の機関等の特例)

第7条 国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が海水浴場を開設しようとするときは、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、同項に規定する期日までに、同条第2項各号に掲げる事項について公安委員会に通知するものとする。

2 国の機関等は、前項の通知に係る海水浴場を廃止したとき、又は第5条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を公安委員会に通知するものとする。

(海水浴場開設者の事故防止等の措置)

第8条 第5条第1項の規定による届出又は前条第1項の規定による通知をした者（次項、第25条第1項及び第34条第1項において「海水浴場開設者」という。）は、当該届出又は通知に係る海水浴場における遊泳者に係る水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 遊泳者が安全に遊泳することができる区域を旗、浮標、立標等で標示とともに、海水浴場の区域を看板、立札等により明示すること。
- (2) 水難事故を防止するため必要な遊泳上の遵守事項を記載した看板等を海水浴場内の見やすい場所に掲示し、又は当該遵守事項を放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。
- (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を海水浴場に置き、遊泳者を監視させる等

の措置をとること。

- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を海水浴場に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようにすること。なお、水難救助員は、前号の監視人を兼ねることができる。
 - (5) 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
 - (6) 海水浴場において水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 海水浴場開設者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる措置に係る外国人に対する周知に資する措置をとること。
 - (2) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
 - (3) 公安委員会規則で定める設備等を整備すること。

第3章 遊泳区域

(遊泳区域の指定)

第9条 公安委員会は、人の遊泳する海域又は内水域において、遊泳者と船舶とが混在している場合に、遊泳者と船舶との衝突等による遊泳者に係る事故を防止するため必要があると認めるときは、特定の区域を、期間を定め、遊泳者が船舶と衝突等による危害を受けることなく遊泳を行うことのできる遊泳区域（以下この条において「遊泳区域」という。）として指定することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による遊泳区域の指定に当たっては、関係市町村及び漁業協同組合その他遊泳区域の指定に関して利害を有するものの意見を聴かなければならぬ。
- 3 何人も第1項の遊泳区域において船舶を航行させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 警察用船舶が遊泳者に係る水難事故を防止するため航行する場合その他官公署の行政目的遂行のため必要がある場合
 - (2) 水難事故が発生した場合において当該救助活動に従事するため必要があるとき。

- (3) 遊泳者に係る事故の防止のために必要と認められる場合
- (4) 船舶の衝突その他船舶交通の危険を回避するためやむを得ず遊泳区域に進入する場合
- (5) 第11条第1項の規定による届出のあった催物に参加するため必要がある場合

4 公安委員会は、第1項の規定により遊泳区域を指定する場合には、その旨を県公報で告示するとともに、公安委員会規則で定める標識を設置しなければならない。

5 何人も、みだりに前項に規定する標識を移動し、又は損壊してはならない。

(警察官の指示)

第10条 警察官は、前条第3項の規定に違反して船舶を航行させている者に対し、当該違反行為を中止すること又は当該違反行為に伴い発生した危険を除去するため必要な措置をとることを指示することができる。

第4章 催物の開催

(催物の開催の届出)

第11条 海域又は内水域において、広告その他の方法により公衆を集め観覧させる目的で、ボート競走、ヨット競走、ボードセーリング競走、水泳競技、花火大会その他の催物（以下「催物」という。）を開催しようとする者は、開催しようとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 催物の目的
- (3) 催物を開催する場所及び日時
- (4) 催物の形態
- (5) 事故防止のためにとる措置の概要

3 第1項の規定にかかわらず、催物のうち公安委員会規則で定めるものについては、届出を要しないものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に催物を開催させてはならない。

(催物の開催の変更等の届出)

第12条 前条第1項の規定による届出をした者は、届出に係る催物の開催を中止すると

き、又は同条第2項各号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

(国の機関等の特例)

第13条 国の機関等が催物を開催しようとするときは、第11条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、同項に規定する期日までに、同条第2項各号に掲げる事項について公安委員会に通知するものとする。

2 国の機関等は、前項の通知に係る催物の開催を中止するとき、又は第11条第2項各号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を公安委員会に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、催物のうち公安委員会規則で定めるものについては、通知を要しないものとする。

(海水浴場開設者の規定の準用)

第14条 第5条第3項の規定は、催物を開催しようとする者について準用する。この場合において、同項中「海水浴場を開設」とあるのは「催物を開催」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第6条」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「催物の開催」と読み替えるものとする。

第5章 海域レジャー事業

(海域レジャー事業の届出)

第15条 次に掲げる事業（以下「海域レジャー事業」という。）を営もうとする者は、その事業を営もうとする日の10日前までに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてプレジャーボートを賃貸その他の方法により利用させる事業
- (2) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてプレジャーボートをけい留し、又は保管する事業
- (3) 海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてカヌー等を賃貸その他の方法により利用させる事業
- (4) 特定の海域又は内水域において潜水をしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、潜水をさせる事業

(5) 特定の海域又は内水域においてスノーケリングをしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、スノーケリングをさせる事業

(6) 海域又は内水域に水上設置遊具を設け、人の需要に応じて当該水上設置遊具を利用する事業

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業所の名称、所在地及び当該事業所において取り扱う事業の種別

(3) 事業所の管理者の氏名及び住所

(4) 事業を営もうとする日（一定の期間に限り事業を営もうとする者にあっては、当該期間）

(5) 事業形態及び方法

(6) 事業に伴い発生が予想される水難事故を防止するためとる措置の概要

(7) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

3 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に海域レジャー事業を営ませてはならない。

（海域レジャー事業の変更等の届出）

第16条 前条第1項の規定による届出をした者（以下「海域レジャー事業者」という。）は、届出に係る海域レジャー事業を廃止したとき、又は同条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

（国の機関等の特例）

第17条 国の機関等が海域レジャー事業を営もうとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、同項に規定する期日までに、同条第2項各号（第7号を除く。次項において同じ。）に掲げる事項について公安委員会に通知するものとする。

2 国の機関等は、前項の通知に係る海域レジャー事業を廃止したとき、又は第15条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から起算して10日以内に、その旨を公安委員会に通知するものとする。

（海水浴場開設者の規定の準用）

第18条 第5条第3項の規定は、海域レジャー事業を営もうとする者について準用する。

この場合において、同項中「海水浴場を開設して」とあるのは「海域レジャー事業を営んで」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第6条」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「海域レジャー事業」と読み替えるものとする。

(プレジャーボート提供業届出者等の事故防止等の措置)

第19条 第15条第1項第1号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条及び第26条第1項において「プレジャーボート提供業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るために、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、プレジャーボートを利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、プレジャーボートを利用させないこと。
- (3) プレジャーボート利用者（プレジャーボート提供業届出者の事業の用に供するプレジャーボートを利用する者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）が飲酒、薬物の影響その他の理由によりプレジャーボートの正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にプレジャーボートを利用させないこと。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようすること。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 公安委員会規則で定めるところにより、プレジャーボート利用者の名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。
- (7) プレジャーボート利用者に救命胴衣又はウェットスーツ（第23条第1項第8号、第25条第2項第3号及び第26条第3項第3号において「救命胴衣等」という。）（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項の小型船舶（第26条第3項第3号において「小型船舶」という。）に該当するプレジャーボートに係る

プレジャー・ボート利用者にあっては救命胴衣) を着用させること。

- (8) プレジャー・ボート利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (9) プレジャー・ボート利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (10) 利用させたプレジャー・ボートに係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

2 プレジャー・ボート提供業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

- (1) プレジャー・ボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをプレジャー・ボート利用者に遵守させること。
- (2) プレジャー・ボート利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- (3) プレジャー・ボート利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- (4) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に關し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (5) プレジャー・ボート提供業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。

3 プレジャー・ボート提供業届出者は、プレジャー・ボート利用者が外国人であるときは、第1項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる措置並びに前項第1号及び第3号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項第1号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

(マリーナ業届出者等の事故防止等の措置)

第20条 第15条第1項第2号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この項及び第26条第1項において「マリーナ業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るために、次に掲げ

る措置をとるよう努めなければならない。

- (1) マリーナ利用者（マリーナ業届出者の事業の用に供する設備等にけい留し、又は保管しているプレジャーボートを利用する者をいう。以下この項において同じ。）に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (2) マリーナ利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (3) プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをマリーナ利用者に遵守させること。
- (4) マリーナ利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- (5) マリーナ利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- (6) マリーナ利用者が外国人であるときは、第1号から第3号まで及び前号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

2 前項の規定は、第15条第1項第2号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

（カヌー等提供業届出者等の事故防止等の措置）

第21条 第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「カヌー等提供業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、カヌー等を利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、カヌー等を利用させないこと。
- (3) カヌー等利用者（カヌー等提供業届出者の事業の用に供するカヌー等を利用する者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）が飲酒、薬物の影響その他の

理由によりカヌー等の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にカヌー等を利用させないこと。

- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようすること。
 - (5) カヌー等のうち公安委員会規則で定めるもの（以下この号、次号及び第36条第2項において「特定カヌー等」という。）を利用するカヌー等提供業届出者は、事業所ごとに、自ら特定カヌー等を操縦し、並びにカヌー等利用者を案内し、監視し、及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導をし、その他必要な措置を行う者（以下この条及び第36条第2項において「カヌー等ガイド」という。）を置くこと。
 - (6) 特定カヌー等をカヌー等利用者に利用させるときは、カヌー等ガイドに特定カヌー等を操縦させ、案内、監視及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導その他必要な措置を行わせること。
 - (7) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
 - (8) 公安委員会規則で定めるところにより、カヌー等利用者の名簿及びカヌー等ガイドの名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。
 - (9) カヌー等利用者に救命胴衣を着用させること。
 - (10) カヌー等利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
 - (11) カヌー等利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
 - (12) 利用させたカヌー等に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 カヌー等提供業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。
- (1) カヌー等に係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをカヌー等利用者に遵守させること。
 - (2) カヌー等利用者又はカヌー等ガイドと事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
 - (3) カヌー等利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちに

その負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。

- (4) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (5) カヌー等ガイドに対し、毎年1回以上、カヌー等ガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (6) カヌー等提供業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。

3 カヌー等提供業届出者は、カヌー等利用者が外国人であるときは、第1項第1号から第3号まで及び第9号から第11号までに掲げる措置並びに前項第1号及び第3号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

(潜水業届出者の事故防止等の措置)

第22条 第15条第1項第4号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「潜水業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 事業所ごとに、自ら潜水をし、並びに潜水者（潜水業届出者の案内を受け、潜水をする者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）を案内し、監視し、及び潜水者に対する安全な潜水のための指導をし、その他必要な措置を行う者（以下の条及び第36条第3項において「ガイドダイバー」という。）を置くこと。
- (2) 潜水者に潜水をさせるときは、ガイドダイバーを潜水させ、案内、監視及び潜水者に対する安全な潜水のための指導その他必要な措置を行わせること。
- (3) 潜水具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これを潜水者に使用させないこと。
- (4) 潜水者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な潜水ができない状態にあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (5) 潜水者の健康状態、潜水経験、潜水技能その他の事情により安全な潜水ができないおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向その他の気象若しくは波高、潮

流その他の海象が潜水者の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。

(7) 公安委員会規則で定めるところにより、潜水者の名簿及びガイドダイバーの名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。

(8) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

2 潜水業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

(1) 潜水者に係る水難事故を防止するため必要な潜水上の遵守事項を定め、これを潜水者に遵守させること。

(2) 潜水者又はガイドダイバーが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。

(3) 潜水者の案内に船舶を用いる場合は、その船上において潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行う者（次号において「潜水者安全確保要員」という。）を置くこと。

(4) 潜水者に潜水をさせるとときは、潜水者安全確保要員に潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。

(5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。

(6) ガイドダイバーに対し、毎年1回以上、ガイドダイバーに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。

3 潜水業届出者は、潜水者が外国人であるときは、第1項第3号から第6号までに掲げる措置並びに前項第1号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

（スノーケリング業届出者の事故防止等の措置）

第23条 第15条第1項第5号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「スノーケリング業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 事業所ごとに、自ら同伴をし、並びにスノーケリング者（スノーケリング業届出者の案内を受け、スノーケリングをする者をいう。以下この条及び第31条第5項におい

て同じ。) を案内し、監視し、及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導をし、その他必要な措置を行う者(以下この条及び第36条第4項において「スノーケリングガイド」という。)を置くこと。

- (2) スノーケリング者にスノーケリングをさせるときは、スノーケリングガイドを同伴させ、案内、監視及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導その他必要な措置を行わせること。
- (3) スノーケリング器具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これをスノーケリング者に使用させないこと。
- (4) スノーケリング者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常なスノーケリングができない状態にあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (5) スノーケリング者の健康状態、スノーケリング経験、スノーケリング技能その他的事情により安全なスノーケリングができないおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向その他の気象若しくは波高、潮流その他の海象がスノーケリング者の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (7) 公安委員会規則で定めるところにより、スノーケリング者の名簿及びスノーケリングガイドの名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。
- (8) スノーケリング者に救命胴衣等を着用させること。ただし、スノーケルによる呼吸を行うことができない水深における遊泳を伴うスノーケリングであって、救命胴衣等を着用することにより当該スノーケリングが困難になる場合において公安委員会規則で定める措置をとるときは、この限りでない。
- (9) スノーケリング者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 スノーケリング業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。
- (1) スノーケリング者に係る水難事故を防止するため必要なスノーケリング上の遵守事項を定め、これをスノーケリング者に遵守させること。
- (2) スノーケリング者又はスノーケリングガイドが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。
- (3) スノーケリング者の案内に船舶を用いる場合は、その船上においてスノーケリング

者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行う者（次号において「スノーケリング者安全確保要員」という。）を置くこと。

(4) スノーケリング者にスノーケリングをさせるときは、スノーケリング者安全確保要員にスノーケリング者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。

(5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。

(6) スノーケリングガイドに対し、毎年1回以上、スノーケリングガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。

3 スノーケリング業届出者は、スノーケリング者が外国人であるときは、第1項第3号から第6号まで及び第8号に掲げる措置並びに前項第1号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

（水上設置遊具運営業届出者等の事故防止等の措置）

第24条 第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて、同項又は第16条の規定による届出をした者（以下この条において「水上設置遊具運営業届出者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、水上設置遊具の安全な利用が阻害され、水上設置遊具利用者（水上設置遊具運営業届出者の事業の用に供する水上設置遊具を利用する者をいう。以下この条及び第31条第5項において同じ。）に危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、水上設置遊具を利用させないこと。

(2) 水上設置遊具利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由により水上設置遊具の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者に水上設置遊具を利用させないこと。

(3) 水難事故を防止するために必要な監視人を水上設置遊具又はその付近に置き、水上設置遊具利用者を監視させる等の措置をとること。

(4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を水上設置遊具又はその付近に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようすること。なお、水難救助員は、前号の監視人を兼

ねることができる。

- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
 - (6) 水上設置遊具利用者に救命胴衣を着用させること。
 - (7) 水上設置遊具利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な利用に必要な情報を提供すること。
 - (8) 水上設置遊具利用者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 水上設置遊具運営業届出者は、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。
- (1) 水上設置遊具利用者に係る水難事故を防止するため必要な水上設置遊具の利用上の遵守事項を定め、これを水上設置遊具利用者に遵守させること。
 - (2) 水上設置遊具の形状、寸法、構造等を踏まえ、当該水上設置遊具の維持管理その他 の安全上必要な措置をとること。
 - (3) 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
 - (4) 水上設置遊具運営業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- 3 水上設置遊具運営業届出者は、水上設置遊具利用者が外国人であるときは、第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる措置並びに前項第1号に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて、第17条の規定による通知をした国の機関等について準用する。

第6章 遊泳者の事故防止等

第25条 遊泳者は、海水浴場開設者が水難事故の防止のために定めた遵守事項に従うよう努めなければならない。

- 2 遊泳者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、自ら水難事故の防止に努めなければならない。
- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、正常な遊泳、潜水等が阻害され、自己の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められるときは、遊泳、潜水等をしないこと。
 - (2) 飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な遊泳、潜水等ができない状態にあると

きは、遊泳、潜水等をしないこと。

- (3) 遊泳する場合は、救命胴衣等を着用すること。

第7章 操縦者の事故防止等

(プレジャーボートの操縦者の遵守事項)

第26条 プレジャーボートを操縦する者は、プレジャーボート提供業届出者、マリーナ業届出者又は第15条第1項第1号若しくは第2号の事業に係る第17条の規定による通知をした国の機関等が水難事故の防止のために定めた遵守事項並びに水難事故の防止のために行う指導及び助言に従わなければならない。

2 プレジャーボート（動力船に係るものに限る。）を操縦する者は、ゴムボート、水上スキー等（以下この項において「ゴムボート等」という。）をえい航する場合は、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) ゴムボート等に乗る者に救命胴衣を着用させること。
(2) ゴムボート等に乗る者又はゴムボート等が海域等利用者又は船舶その他の物件と衝突しないようにすること。

3 プレジャーボートを操縦する者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、自ら水難事故の防止に努めなければならない。

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに漂流、転覆その他の危険が生ずるおそれがあると認められるときは、プレジャーボートを操縦しないこと。
(2) 漂流物、工作物その他の物件により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに衝突その他の危険が生ずるおそれがあると認められる場所においては、プレジャーボートを操縦しないこと。
(3) プレジャーボート（小型船舶に該当するものを除く。）を操縦する場合は、救命胴衣等を着用すること。

4 第1項及び第3項の規定は、カヌー等を操縦する者について準用する。この場合において、これらの規定中「プレジャーボートを」とあるのは「カヌー等を」と、第1項中「プレジャーボート提供業届出者、マリーナ業届出者」とあるのは「カヌー等提供業届出者」と、「第1号若しくは第2号」とあるのは「第3号」と、第3項第1号及び2号中「プレジャーボートの」とあるのは「カヌー等の」と、「プレジャーボートに」とあるのは「カヌー等に」と、同項第3号中「プレジャーボート（小型船舶に該当するもの

を除く。)」とあるのは「カヌー等」と、「救命胴衣等」とあるのは「救命胴衣」と読み替えるものとする。

(危険行為等の禁止)

第27条 プレジャーボート又はカヌー等（第30条、第42条第4号及び第43条第4号において「プレジャーボート等」という。）を操縦する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 海域等利用者の付近において、みだりに疾走させ、急転回させる等により、海域等利用者に対し、危険を覚えさせる行為

(2) 水産動植物の養殖施設又は漁労中の定置されている漁具に接近する行為

(酒気帯び操縦等の禁止)

第28条 何人も、海域及び内水域において、酒気を帶びた状態で船舶を操縦してはならない。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、薬物の影響その他の理由により正常な操縦ができないおそれがある状態で船舶を操縦してはならない。

(警察官の措置)

第29条 船舶に乗船し、又は乗船しようとしている者が前条第1項の規定に違反して船舶を操縦するおそれがあると認められるときは、警察官は、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気について検査をすることができる。

2 前項の検査を行った場合において、当該船舶を操縦する者が前条第1項の規定に違反して船舶を操縦するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な操縦ができる状態になるまで船舶を操縦してはならない旨を指示する等海域及び内水域における安全を確保し、又は事故を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(事故発生時の措置)

第30条 プレジャーボート等を操縦する者その他の乗組員は、そのプレジャーボート等の航行により人の死傷若しくは行方不明又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとらなければならない。この場合において、当該プレジャーボート等を操縦する者（当該者が死傷し、又は行方不明となりやむを得ない場合は、その他の乗組員）は、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に当該事故の概要及びとった措置について報告しなければならない。

第8章 効告等

(公安委員会等の効告等)

第31条 公安委員会は、第5条第1項の届出をした者が第8条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる措置をとっていない場合又は海域レジャー事業者が第19条第1項各号（第10号を除く。）、第21条第1項各号（第12号を除く。）、第22条第1項各号（第8号を除く。）、第23条第1項各号（第9号を除く。）若しくは第24条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる措置をとっていない場合において、当該第5条第1項の届出をした者又は海域レジャー事業者に対し、当該措置をとるよう効告することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による効告をした場合において、その効告を受けた者がその効告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその効告の内容を公表することができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 公安委員会は、第1項の規定による効告（第19条第1項第8号及び第9号、第21条第1項第10号及び第11号並びに第24条第1項第7号に係るものを除く。）を受けた者が、第2項の規定によりその効告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由なく、その効告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、当該効告に係る措置をとるべきことを指示することができる。
- 5 警察官は、第5条第1項の届出をした者が第8条第1項第1号から第5号までに掲げる措置をとっていない場合又は海域レジャー事業者が第19条第1項第1号から第7号まで、第21条第1項第1号から第9号まで、第22条第1項第1号から第7号まで、第23条第1項第1号から第8号まで若しくは第24条第1項第1号から第6号までに掲げる措置をとっていない場合において、海水浴場における遊泳者並びにプレジャーボート利用者、カヌー等利用者、潜水者、スノーケリング者及び水上設置遊具利用者の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該第5条第1項の届出をした者又は海域レジャー事業者に対し、応急の措置をとるよう指示することができる。

(事業の停止等)

第32条 公安委員会は、第5条第1項及び第11条第1項の届出をした者並びに海域レジャー事業者が、この条例の規定に違反した場合において、水難事故を防止し、海域等

利用者の生命、身体又は財産を保護するため特に必要があると認めるときは、当該違反をした者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて、海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は海域レジャー事業を営むことについて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、第5条第1項の届出をした者が同条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、海水浴場の廃止を命ずることができる。
- 3 公安委員会は、第11条第1項の届出をした者が第14条の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、催物の開催の中止を命ずることができる。
- 4 公安委員会は、海域レジャー事業者が第18条の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、海域レジャー事業の廃止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第33条 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第9章 雜則

(安全対策優良海域レジャー提供業者の指定等)

第34条 公安委員会は、海水浴場開設者及び海域レジャー事業者（以下「海域レジャー提供業者」という。）のうち、海域等利用者に係る安全対策が公安委員会規則で定める基準に適合していると認められる海域レジャー提供業者を、その申出により、1年を超えない範囲で期間を定めて、安全対策優良海域レジャー提供業者として指定することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定により安全対策優良海域レジャー提供業者を指定した場合には、その旨を文書により通知するとともに、公安委員会規則で定める安全対策優良標示を交付するものとする。
- 3 安全対策優良海域レジャー提供業者は、安全対策優良標示を事業所の見やすい場所（海水浴場にあっては、海水浴場内の見やすい場所）に掲示するものとする。
- 4 公安委員会は、安全対策優良海域レジャー提供業者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該指定を受けたことが判明したとき。
 - (2) 第1項の公安委員会規則で定める基準に適合していないことが判明したとき。
 - (3) この条例の規定に違反したとき。
 - (4) 海域等利用者の生命、身体又は財産に危険を生じさせたとき。
 - (5) 第32条第2項の規定による海水浴場の廃止又は同条第4項の規定による海域レジャー事業の廃止を命じられたとき。
- 5 前項の規定により第1項の規定による指定を取り消された者は、交付を受けた安全対策優良標示を、公安委員会に返還しなければならない。
- 6 公安委員会は、第1項の規定による指定又は第4項の規定による指定の取消しをした場合には、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(指導)

第35条 公安委員会は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止するため必要があると認めるときは、海域レジャー提供業者に対し、必要な指導を行うことができる。

(講習)

第36条 公安委員会は、水難救助に係る知識及び技能の向上を図るため、水難救助員に対する講習を行うことができる。

- 2 公安委員会は、特定カヌー等の操縦に係る知識及び技能の向上を図るため、カヌー等ガイドに対する講習を行うことができる。
- 3 公安委員会は、潜水に係る知識及び技能の向上を図るため、ガイドダイバーに対する講習を行うことができる。
- 4 公安委員会は、スノーケリングに係る知識及び技能の向上を図るため、スノーケリングガイドに対する講習を行うことができる。

(海域等の状況の調査)

第37条 公安委員会は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体又は財産の保護を図るため、海域及び内水域の状況その他必要な事項について調査を行うことができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定により調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その調査の結果を海域レジャー提供業者に通知するものとする。

(立入調査)

第38条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、海域レジャー提供業者の事業所に立ち入り、水難事故の防止等の措置状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(海域レジャー適正化事業実施機関の指定等)

第39条 公安委員会は、水難事故の防止を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、第5項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、沖縄県の区域内に一を限って、海域レジャー適正化事業実施機関（以下この条において「海域レジャー適正化機関」という。）として指定することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による海域レジャー適正化機関の指定をしたときは、当該海域レジャー適正化機関の名称及び主たる事務所の所在地を県公報で告示しなければならない。
- 3 海域レジャー適正化機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会にその旨を届け出なければならない。
- 4 公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を県公報で告示しなければならない。
- 5 海域レジャー適正化機関は、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 水難事故の防止その他この条例の遵守に関し海域レジャー提供業者に対する助言及び指導を行うこと。
 - (2) 公安委員会の委託を受けて第34条第1項の規定による指定に関し同項に規定する基準に適合しているかどうかについて審査すること。
 - (3) 公安委員会の委託を受けて第36条各項に規定する講習を行うこと。
- 6 海域レジャー適正化機関は、前項各号に掲げる事業の実施に必要な限度において、海域レジャー提供業者又は第36条各項に規定する講習を受けようとする者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

- 7 公安委員会は、海域レジャー適正化機関が行う第5項に規定する事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、海域レジャー適正化機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 8 公安委員会は、海域レジャー適正化機関が前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。
- 9 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

(市町村条例との関係)

第40条 水難事故の防止に関し、この条例の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している市町村の区域におけるこの条例の規定の適用については、公安委員会規則で定める。

(公安委員会規則への委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第10章 罰則

(罰則)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条第1号の規定に違反した者
- (2) 第28条第1項の規定に違反して船舶（動力船に係るプレジャーボート並びに第22条第2項第3号及び第23条第2項第3号に規定する船舶に限る。次号及び次条第3号において同じ。）を操縦した者で、その操縦をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいう。）にあったもの
- (3) 第28条第2項の規定に違反した者（薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で船舶を操縦した者に限る。）
- (4) 第30条前段に規定する負傷者の救護の措置をとらなかった者（プレジャーボート等を操縦していた者に限る。）

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第4項、第11条第4項及び第15条第3項の規定に違反した者

- (2) 第9条第5項の規定に違反した者
- (3) 第28条第1項の規定に違反して船舶を操縦した者で、その操縦をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの
- (4) 第30条前段に規定する負傷者の救護の措置をとらなかった者（プレジャーボート等を操縦していた者を除く。）
- (5) 第32条の規定による命令に違反した者
- (6) 常習として次条第1項の罪を犯した者

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条又は第31条第5項の規定に基づく警察官の指示に従わなかった者
- (2) 第8条第1項第6号、第19条第1項第10号、第21条第1項第12号、第22条第1項第8号、第23条第1項第9号又は第24条第1項第8号の規定に違反した者
- (3) 第29条第1項の規定に基づく警察官の検査を拒み、又は妨げた者
- (4) 第30条後段の規定による報告をしなかった者
- (5) 第31条第4項の規定に基づく公安委員会の指示に従わなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項の規定による届出をしないで催物を開催した者
- (2) 第11条第1項、第12条、第15条第1項又は第16条の規定による届出に関し虚偽の届出をした者
- (3) 第12条又は第16条の規定による届出をしなかった者
- (4) 第15条第1項の規定による届出をしないで海域レジャー事業を営んだ者
- (5) 第38条第1項の規定による海域レジャー事業者の事業所に対する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第18項の規定は令和8年3月1日から、第22条第2項第3号及び第4号並びに第23条第2項第3号及び第4号の

規定は令和9年4月1日から施行する。

(海域レジャー事業の届出等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項の規定による届出をして同項各号に掲げる事業を営んでいる者は、この条例による改正後の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（以下「新条例」という。）第15条第1項各号に掲げる事業に該当する事業について、同項の規定による届出をした者とみなす。

(カヌー等提供業に関する経過措置)

3 前項の規定により新条例第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて届出をしたとみなされる者（次項において「みなしカヌー等提供業届出者」という。）は、当該事業に係る事項について、新条例第16条の規定により届け出なければならない。この場合において、同条中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して2年を経過する日まで」とする。

4 みなしカヌー等提供業届出者に対しては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該みなしカヌー等提供業届出者が前項の規定による届出をした日又は施行日から起算して2年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第21条第1項第5号、第6号及び第8号並びに第2項第5号の規定は適用しない。

(水上設置遊具運営業に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営んでいる者（国の機関等を除く。）は、同号に掲げる事業について、同項の規定による届出をした者とみなす。

6 前項の規定により新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて届出をしたとみなされる者（次項及び附則第8項において「みなし水上設置遊具運営業届出者」といい、附則第2項の規定により新条例第15条第1項の規定による届出をした者とみなされる者を除く。）は、当該事業に係る事項について、新条例第15条第1項の規定により届け出なければならない。この場合において、同項中「その事業を営もうとする日の10日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日まで」とする。

7 みなし水上設置遊具運営業届出者（附則第2項の規定により新条例第15条第1項の規定による届出をした者とみなされる者に限る。）は、同項第6号に掲げる事業に係る事

項について、新条例第16条の規定により届け出なければならない。この場合において、同条中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日まで」とする。

8 みなし水上設置遊具運営業届出者に対しては、施行日から当該みなし水上設置遊具運営業届出者が附則第6項若しくは前項の規定による届出をした日又は施行日から起算して6月を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第24条第1項第4号及び第5号並びに第2項第3号の規定は適用しない。

(海域レジャー事業の通知等に関する経過措置)

9 この条例の施行の際現に旧条例第14条第4項において準用する旧条例第7条の規定による通知をして旧条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる事業を営んでいる国の機関等は、新条例第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事業に該当する事業について、新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなす。

10 前項の規定により新条例第15条第1項第3号に掲げる事業を営むことについて通知をしたとみなされる国の機関等（次項において「みなしカヌー等提供業通知者」という。）は、当該事業に係る事項について、新条例第17条第2項の規定により通知しなければならない。この場合において、同項中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して2年を経過する日まで」とする。

11 みなしカヌー等提供業通知者に対しては、施行日から当該みなしカヌー等提供業通知者が前項の規定による通知をした日又は施行日から起算して2年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第21条第1項第5号、第6号及び第8号並びに第2項第5号の規定は適用しない。

12 この条例の施行の際現に新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営んでいる国の機関等は、同号に掲げる事業について、新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなす。

13 前項の規定により新条例第15条第1項第6号に掲げる事業を営むことについて通知をしたとみなされる国の機関等（次項及び附則第15項において「みなし水上設置遊具運営業通知者」といい、附則第9項の規定により新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなされる者を除く。）は、当該事業に係る事項について、新条例第17条第1項の規定により通知しなければならない。この場合において、同項中「同項に規定する期日」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日」とする。

14 みなし水上設置遊具運営業通知者（附則第9項の規定により新条例第17条第1項の規定による通知をした者とみなされる国の機関等に限る。）は、新条例第15条第1項第6号に掲げる事業に係る事項について、新条例第17条第2項の規定により通知しなければならない。この場合において、同項中「その日から起算して10日以内」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して6月を経過する日まで」とする。

15 みなし水上設置遊具運営業通知者に対しては、施行日から当該みなし水上設置遊具運営業通知者が附則第13項若しくは前項の規定による通知をした日又は施行日から起算して6月を経過する日のいずれか早い日までの間は、新条例第24条第1項第4号及び第5号並びに第2項第3号の規定は適用しない。

（事業停止命令等に関する経過措置）

16 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項、第11条第1項及び第13条第1項の規定による届出をした者に対する海水浴場を公衆の利用に供することの停止、催物を開催することの停止若しくは事業を営むことの停止又は海水浴場の廃止、催物の開催の中止若しくは事業の廃止の命令に関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

17 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

18 新条例第36条第2項の講習は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

（沖縄県警察関係手数料条例の一部改正）

19 沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第12中「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項」を「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（令和7年沖縄県条例第54号）第34条第1項」に改める。

規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県規則第52号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

現業職給料表

職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900

令和7年12月26日 金曜日

公 報

(号外第42号)

	40	243, 200	260, 500	286, 800	309, 800	358, 800
	41	243, 700	260, 900	287, 200	310, 300	359, 700
	42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800	360, 600
	43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400	361, 500
	44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900	362, 300
	45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400	363, 100
	46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
	47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
	48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
	49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
	50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
	51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
	52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
	53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
	54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
	55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
	56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
	57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
	58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
	59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
	60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
	61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
	62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	374, 000
	63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	374, 500
	64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	375, 000
	65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	375, 400
	66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	375, 900
	67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	376, 400
	68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	376, 900
	69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	377, 300
	70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	377, 800
	71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	378, 300
	72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	378, 800
	73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	379, 200
	74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	379, 700
	75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	380, 200
	76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	380, 700
	77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	381, 100
	78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	
	79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	
	80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800	
	81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000	
	82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300	
	83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600	
	84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800	
	85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000	
	86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200	
	87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500	
	88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800	
	89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000	
	90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300	
	91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600	
	92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800	

		93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000	
		94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300	
		95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600	
		96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800	
		97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000	
		98	259, 100	277, 200	312, 300		
		99	259, 400	277, 400	312, 600		
		100	259, 600	277, 700	312, 900		
		101	259, 800	277, 900	313, 200		
		102	260, 100	278, 100	313, 600		
		103	260, 400	278, 400	313, 900		
		104	260, 600	278, 700	314, 300		
		105	260, 800	278, 900	314, 600		
		106		279, 100	315, 000		
		107		279, 400	315, 400		
		108		279, 600	315, 600		
		109		279, 900	315, 800		
		110		280, 200	316, 100		
		111		280, 500	316, 400		
		112		280, 700	316, 600		
		113		280, 900	316, 800		
		114		281, 200	317, 100		
		115		281, 400	317, 400		
		116		281, 600	317, 600		
		117		281, 900	317, 800		
		118		282, 200	318, 100		
		119		282, 500	318, 400		
		120		282, 700	318, 600		
		121		282, 900	318, 800		
		122		283, 100	319, 100		
		123		283, 400	319, 400		
		124		283, 700	319, 600		
		125		283, 900	319, 800		
		126		284, 100	320, 100		
		127		284, 400	320, 400		
		128		284, 700	320, 600		
		129		284, 900	320, 800		
		130		285, 100			
		131		285, 400			
		132		285, 700			
		133		285, 900			
		134		286, 100			
		135		286, 400			
		136		286, 700			
		137		286, 900			
定 年 再 任 短 間 勤 務 員			基 準 給 料 月 額				
			円	円	円	円	円
			206, 200	217, 300	235, 900	257, 800	290, 200

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 現業職員の号給の調整、経過措置等については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年沖縄県条例第48号）附則の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

企 業 局 事 項**沖縄県企業局管理規程第12号**

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 力**沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

企 業 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		

	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				

令和7年12月26日 金曜日

公 報

(号外第42号)

		79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
		80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
		81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
		82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
		83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
		84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
		85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
		86	266,200	305,800	355,700						
		87	266,500	306,100	356,100						
		88	266,800	306,400	356,500						
		89	267,100	306,700	356,700						
		90	267,400	307,000	357,100						
		91	267,700	307,300	357,500						
		92	268,000	307,600	357,900						
		93	268,300	307,800	358,100						
		94		308,000	358,400						
		95		308,300	358,800						
		96		308,700	359,100						
		97		308,900	359,400						
		98		309,200	359,800						
		99		309,500	360,200						
		100		309,900	360,600						
		101		310,100	361,100						
		102		310,400	361,500						
		103		310,700	361,900						
		104		311,000	362,300						
		105		311,200	362,800						
		106		311,500	363,200						
		107		311,800	363,500						
		108		312,100	363,800						
		109		312,300	364,200						
		110		312,600							
		111		313,000							
		112		313,300							
		113		313,500							
		114		313,700							
		115		314,000							
		116		314,400							
		117		314,600							
		118		314,800							
		119		315,100							
		120		315,400							
		121		315,700							
		122		315,900							
		123		316,200							
		124		316,500							
		125		316,800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年12月26日から施行し、改正後の沖縄県企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）並びに次項及び附則第3項の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号級の調整)
- 2 この規程の施行に伴う令和7年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号級については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年沖縄県条例第48号）附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の沖縄県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

沖縄県企業局訓令第6号

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月26日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成8年企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第12条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第2条 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第12条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条並びに次項及び第3項の規定 令和7年12月26日
 - (2) 第2条の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（次項において「改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

病院事業局事項**沖縄県病院事業局管理規程第12号**

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第43条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第54条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に改める。

第61条第1項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」、特定任期付職員にあっては100分の90」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、

「及び病院事業任期付特定幹部職員」を削り、「100分の60、特定任期付職員にあっては100分の87.5」を「100分の62.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条及び第35条関係)

病院事業行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号 級	給料月額							
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				

	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700							
	87	266,500	306,100	356,100							
	88	266,800	306,400	356,500							
	89	267,100	306,700	356,700							
	90	267,400	307,000	357,100							
	91	267,700	307,300	357,500							
	92	268,000	307,600	357,900							
	93	268,300	307,800	358,100							
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額								
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400	

備考 この表は、この規程で定める他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第5条及び第35条関係)

病院事業医療職給料表(1)

	職務			
--	----	--	--	--

令和7年12月26日 金曜日

公 報

(号外第42号)

職員の区分	\の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200	
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		

令和7年12月26日 金曜日

公 報

(号外第42号)

の職員	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

病院事業医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 201,000	円 239,800	円 274,400	円 293,300	円 326,300	円 372,300
	2	円 203,100	円 241,100	円 275,200	円 294,100	円 327,700	円 374,000
	3	円 205,200	円 242,400	円 275,900	円 294,800	円 329,100	円 375,600
	4	円 207,300	円 243,700	円 276,700	円 295,500	円 330,500	円 377,200

	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
定年前 再任用 短時間 勤務職	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	

員以外 の職員	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
員以外 の職員	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
員以外 の職員	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
員以外 の職員	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		
	89		303,800	342,000	363,300		
	90		304,000	342,200	363,600		
	91		304,200	342,600	363,800		
	92		304,400	342,900	364,100		
	93		304,800	343,100	364,400		
	94		305,000	343,400	364,800		
	95		305,200	343,700	365,200		
	96		305,500	343,900	365,600		
員以外 の職員	97		305,800	344,100	366,100		
	98		306,000	344,400	366,500		
	99		306,200	344,700	366,900		
	100		306,500	344,900	367,300		
	101		306,800	345,100	367,800		
	102		307,000	345,300			
	103		307,200	345,700			
	104		307,500	345,900			
	105		307,800	346,100			
	106			346,400			
員以外 の職員	107			346,800			
	108			347,200			
員以外 の職員	109			347,400			

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (9) 言語聴覚士
- (10) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (11) 救急救命士
- (12) 前各号に類する医療技術者

病院事業医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800	円 373,400	円 428,500
	2	円 223,600	円 256,800	円 294,400	円 307,800	円 331,800	円 375,100	円 430,700
	3	円 225,400	円 259,000	円 294,900	円 308,300	円 332,800	円 376,800	円 432,900
	4	円 227,100	円 261,200	円 295,400	円 308,800	円 333,700	円 378,500	円 435,000
	5	円 228,800	円 263,400	円 295,800	円 309,300	円 334,700	円 380,300	円 436,900
	6	円 230,700	円 264,400	円 296,300	円 309,800	円 335,900	円 382,300	円 438,800
	7	円 232,500	円 265,200	円 296,800	円 310,400	円 337,100	円 384,300	円 440,600
	8	円 234,200	円 266,100	円 297,200	円 310,800	円 338,300	円 386,300	円 442,500
	9	円 235,900	円 266,900	円 297,600	円 311,300	円 339,200	円 388,000	円 444,200
	10	円 237,800	円 268,000	円 298,100	円 311,800	円 340,400	円 390,100	円 445,800
	11	円 239,700	円 269,100	円 298,600	円 312,400	円 341,500	円 392,200	円 447,600
	12	円 241,600	円 270,000	円 299,100	円 312,900	円 342,600	円 394,200	円 449,200
	13	円 243,400	円 270,800	円 299,500	円 313,300	円 343,600	円 396,100	円 450,500
	14	円 245,400	円 271,500	円 300,000	円 313,900	円 344,700	円 397,700	円 451,800
	15	円 247,400	円 272,200	円 300,400	円 314,600	円 345,800	円 399,500	円 453,400
	16	円 249,400	円 273,000	円 300,900	円 315,200	円 346,900	円 401,300	円 455,000
	17	円 251,400	円 274,100	円 301,400	円 315,800	円 348,000	円 403,000	円 456,700
	18	円 253,400	円 275,000	円 301,800	円 316,700	円 349,100	円 404,700	円 458,300
	19	円 255,500	円 275,900	円 302,300	円 317,500	円 350,200	円 406,700	円 459,800
	20	円 257,500	円 276,800	円 302,700	円 318,400	円 351,300	円 408,400	円 461,200
	21	円 259,400	円 277,800	円 303,200	円 319,200	円 352,400	円 410,100	円 462,300
	22	円 260,600	円 278,800	円 303,600	円 320,100	円 353,600	円 411,800	円 463,600
	23	円 261,700	円 279,700	円 304,100	円 321,000	円 354,700	円 413,600	円 464,900
	24	円 262,800	円 280,700	円 304,500	円 321,800	円 355,800	円 415,400	円 466,400
	25	円 263,900	円 281,500	円 305,000	円 322,600	円 356,800	円 417,000	円 467,400
	26	円 264,700	円 282,400	円 305,600	円 323,400	円 358,100	円 418,700	円 468,000
	27	円 265,600	円 283,300	円 306,300	円 324,300	円 359,400	円 420,500	円 468,700

令和7年12月26日 金曜日

公 報

(号外第42号)

	28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300	469, 300
	29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800	470, 200
	30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300	470, 900
	31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800	471, 700
	32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100	472, 500
	33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300	473, 200
	34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400	473, 900
	35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600	474, 600
	36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800	475, 400
	37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100	476, 200
	38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200	477, 000
	39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400	477, 700
	40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600	478, 400
	41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800	479, 200
	42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800	
	43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900	
	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000	
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000	
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500	
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000	
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400	
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000	
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500	
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900	
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400	
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900	
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300	
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600	
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900	
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300	
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600		
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300		
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900		
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500		
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100		
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800		
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400		
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100		
	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600		
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200		
	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700		
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100		
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700		
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100		
	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400		
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700		
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200		
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600		
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900		
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200		
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700		
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200		
	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			
	89	297,200	325,500	362,800	381,300			
	90	297,700	326,500	363,400	381,800			
	91	298,200	327,500	364,000	382,100			
	92	298,700	328,500	364,600	382,400			
	93	299,200	329,300	365,000	383,000			
	94	299,600	330,000	365,400	383,500			
	95	300,100	330,700	365,900	384,000			
	96	300,700	331,300	366,300	384,500			
97	301,300	331,800	366,800	385,100				
	98	301,800	332,100	367,200	385,600			
	99	302,300	332,600	367,700	386,100			
	100	302,800	333,200	368,100	386,500			
	101	303,200	333,600	368,400	387,100			
	102	303,700	334,100	368,900	387,600			
	103	304,100	334,700	369,200	388,100			
	104	304,500	335,200	369,500	388,600			
	105	304,900	335,600	369,900	389,200			
	106	305,300	336,100	370,400	389,600			
	107	305,700	336,600	370,900	390,100			
	108	306,000	337,100	371,400	390,600			
109	306,200	337,500	371,900	391,200				
	110	306,500	337,800	372,400				
	111	306,700	338,100	372,900				
	112	307,000	338,400	373,300				
	113	307,300	338,700	373,700				
	114	307,500	339,100	374,100				
	115	307,800	339,400	374,600				
	116	308,000	339,700	375,100				
117	308,300	339,900	375,500					
	118	308,500	340,200	376,000				
	119	308,800	340,500	376,500				
	120	309,100	340,700	377,000				
	121	309,400	340,900	377,300				
	122	309,700	341,200					
	123	310,000	341,500					
	124	310,300	341,800					
125	310,500	342,000						
	126	310,700	342,300					
	127	311,000	342,600					
	128	311,400	342,800					
	129	311,600	343,000					
	130	311,900	343,200					
	131	312,200	343,500					
	132	312,600	343,700					

	133	312,800	344,000					
	134	313,100	344,400					
	135	313,400	344,800					
	136	313,700	345,200					
	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600	円 389,000

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3 (第5条及び第35条関係)

病院事業現業業務従事職給料表

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1		円 198,200		円 240,400		円 260,400		円 291,600		円 319,000
	2		円 199,900		円 241,200		円 261,300		円 292,300		円 320,300

令和7年12月26日 金曜日

公 報

(号外第42号)

	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
	59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
	60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	374,000
	63	250,400	268,400	297,500	323,500	374,500
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	375,000
	65	250,800	268,900	298,500	324,700	375,400
	66	251,100	269,200	299,000	325,100	375,900
	67	251,400	269,500	299,500	325,500	376,400
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	376,900
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	377,300
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	377,800
	71	252,400	270,500	301,200	327,300	378,300
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	378,800
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	379,200
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	379,700
	75	253,400	271,500	302,700	328,400	380,200
	76	253,600	271,700	303,100	328,700	380,700
	77	253,800	271,900	303,500	329,000	381,100
	78	254,100	272,200	303,900	329,300	
	79	254,400	272,500	304,300	329,600	
	80	254,600	272,700	304,700	329,800	
	81	254,800	272,900	305,000	330,000	
	82	255,100	273,200	305,500	330,300	
	83	255,300	273,500	305,900	330,600	
	84	255,600	273,700	306,400	330,800	
	85	255,800	273,900	306,700	331,000	
	86	256,000	274,100	307,200	331,200	
	87	256,300	274,400	307,700	331,500	
	88	256,600	274,700	308,000	331,800	
	89	256,800	274,900	308,400	332,000	
	90	257,100	275,100	308,900	332,300	
	91	257,400	275,400	309,400	332,600	
	92	257,600	275,600	309,900	332,800	
	93	257,800	275,900	310,200	333,000	
	94	258,100	276,200	310,600	333,300	
	95	258,400	276,500	311,000	333,600	
	96	258,600	276,700	311,500	333,800	
	97	258,800	276,900	311,900	334,000	
	98	259,100	277,200	312,300		
	99	259,400	277,400	312,600		
	100	259,600	277,700	312,900		
	101	259,800	277,900	313,200		
	102	260,100	278,100	313,600		
	103	260,400	278,400	313,900		
	104	260,600	278,700	314,300		
	105	260,800	278,900	314,600		
	106		279,100	315,000		
	107		279,400	315,400		
	108		279,600	315,600		

		109		279,900	315,800		
		110		280,200	316,100		
		111		280,500	316,400		
		112		280,700	316,600		
		113		280,900	316,800		
		114		281,200	317,100		
		115		281,400	317,400		
		116		281,600	317,600		
		117		281,900	317,800		
		118		282,200	318,100		
		119		282,500	318,400		
		120		282,700	318,600		
		121		282,900	318,800		
		122		283,100	319,100		
		123		283,400	319,400		
		124		283,700	319,600		
		125		283,900	319,800		
		126		284,100	320,100		
		127		284,400	320,400		
		128		284,700	320,600		
		129		284,900	320,800		
		130		285,100			
		131		285,400			
		132		285,700			
		133		285,900			
		134		286,100			
		135		286,400			
		136		286,700			
		137		286,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額				
		円 206,200	円 217,300	円 235,900	円 257,800	円 290,200	

備考 この表は、電話交換士、調理士、運転士、施設管理技士、用務員及び看護補助員に適用する。

別表第14中「346,300円」を「347,300円」に、「367,400円」を「368,400円」に、「341,900円」を「342,900円」に、「363,000円」を「364,000円」に、「337,500円」を「338,500円」に、「358,600円」を「359,600円」に、「333,100円」を「334,100円」に、「354,200円」を「355,200円」に、「328,700円」を「329,700円」に、「349,800円」を「350,800円」に、「324,300円」を「325,300円」に、「345,400円」を「346,400円」に、「315,700円」を「318,700円」に、「336,800円」を「339,800円」に、「304,800円」を「309,800円」に、「325,800円」を「330,800円」に、「293,300円」を「300,800円」に、「314,40円」を「321,900円」に、「281,700円」を「291,700円」に、「302,900円」を「312,900円」に、「269,700円」を「282,700円」に、「290,800円」を「303,800円」に、「256,200円」を「272,700円」に、「277,300円」を「293,800円」に、「242,600円」を「262,600円」に、「263,900円」を「283,900円」に、「229,100円」を「252,600円」に、「250,400円」を「273,900円」に、「214,600円」を「242,100円」に、「235,900円」を「263,400円」に、「200,300円」を「231,800円」に、「221,400円」を「252,900円」に、「185,700円」を「221,200円」に、「207,100円」を「242,600円」に、「170,200円」を「209,700円」に、「191,600円」を「231,100円」に、「155,100円」を「198,600円」に、「176,500円」を「220,000円」に、「140,100円」を「187,600円」に、「161,700円」を「209,200円」に改める。

別表第25中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,

000」を「893,000」に改める。

第2条 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第43条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第54条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に改める。

第61条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和7年12月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（沖縄県病院事業企業職員給与規程（以下「給与規程」という。）第33条、第43条、第54条及び第61条の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与規程第33条、第43条、第54条及び第61条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は同年12月1日から適用する。

(適用前の異動者の号給の調整)

3 令和7年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年沖縄県条例第48号）附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

沖縄県病院事業局訓令第8号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月26日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第47条第8項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則第5条第1項中「140,100円」を「187,600円」に、「161,700円」を「209,200円」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級
号 給	給料月額	給料月額

	円	円
1	305,600	415,600
2	307,900	418,300
3	310,200	420,900
4	312,400	423,300
5	314,500	425,600
6	318,000	427,800
7	321,500	429,800
8	324,900	431,900
9	328,300	434,000
10	331,800	435,500
11	335,200	437,000
12	338,600	438,500
13	342,000	439,900
14	345,500	441,300
15	348,900	442,800
16	352,300	444,200
17	355,700	445,500
18	358,800	447,000
19	362,000	448,400
20	365,200	449,800
21	368,500	451,100
22	371,600	452,600
23	374,700	454,000
24	377,700	455,400
25	380,800	456,800
26	383,100	458,200
27	385,400	459,500
28	387,600	460,900
29	389,500	462,300
30	391,200	463,600
31	392,900	465,000
32	394,700	466,400
33	396,400	467,700
34	398,200	469,100
35	399,800	470,400
36	401,100	471,800
37	402,500	473,200
38	403,900	474,900
39	405,300	476,500
40	406,700	478,000
41	408,200	479,600
42	408,900	480,800
43	409,500	481,900
44	410,100	483,000
45	410,900	484,000
46	411,500	484,900
47	412,100	485,800
48	412,600	486,600
49	413,100	487,300
50	413,500	488,000
51	414,000	488,700
52	414,400	489,300

53	414, 800	489, 900
54	415, 100	490, 600
55	415, 400	491, 200
56	415, 800	491, 800
57	416, 100	492, 100
58	416, 500	492, 700
59	416, 800	493, 300
60	417, 200	494, 000
61	417, 600	494, 400
62	417, 900	495, 000
63	418, 200	495, 700
64	418, 500	496, 400
65	418, 800	496, 800
66		497, 400
67		498, 000
68		498, 500
69		499, 000
70		499, 500
71		500, 000
72		500, 500
73		500, 900
74		501, 400
75		501, 800
76		502, 200
77		502, 700
78		503, 300
79		503, 800
80		504, 200
81		504, 700
82		505, 300
83		505, 900
84		506, 400
85		506, 900

備考 この表は、会計年度任用医師及び会計年度任用歯科医師に適用する。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2 (第31条関係)

病院事業会計年度任用職員行政職給料表

職務の級 号 級	1級	
	給料月額	
		円
1	195, 800	
2	196, 900	
3	198, 100	
4	199, 200	
5	200, 300	
6	202, 000	
7	203, 600	
8	205, 200	
9	206, 700	
10	208, 400	

11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600

備考 この表は、会計年度任用職員で他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 (第31条関係)

1 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務の級 号 給	1級 給料月額
1	円 305,600
2	307,900
3	310,200
4	312,400
5	314,500
6	318,000
7	321,500
8	324,900
9	328,300
10	331,800
11	335,200
12	338,600
13	342,000
14	345,500
15	348,900
16	352,300
17	355,700
18	358,800
19	362,000
20	365,200
21	368,500
22	371,600
23	374,700
24	377,700
25	380,800
26	383,100
27	385,400
28	387,600
29	389,500
30	391,200
31	392,900
32	394,700
33	396,400

34	398,200
35	399,800
36	401,100
37	402,500
38	403,900
39	405,300
40	406,700
41	408,200

備考 この表は、会計年度任用医師、会計年度任用初期研修医師、会計年度任用専門研修医師、会計年度任用歯科医師、会計年度任用初期研修歯科医師及び会計年度任用専門研修歯科医師に適用する。

2 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(2)

職務の級 号 級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	円 201,000	円 239,800
2	203,100	241,100
3	205,200	242,400
4	207,300	243,700
5	209,300	244,900
6	211,300	246,000
7	213,300	247,000
8	215,100	247,900
9	216,900	249,000
10	218,800	250,100
11	220,700	251,200
12	222,800	252,400
13	224,500	253,600
14	226,500	254,800
15	228,700	256,000
16	230,800	257,100
17	232,900	258,100
18	234,000	259,100
19	235,000	260,200
20	236,100	261,200
21	237,200	262,300
22	238,000	263,200
23	238,900	264,000
24	239,700	
25	240,600	
26	241,500	
27	242,400	
28	243,300	
29	244,100	
30	244,900	
31	245,600	
32	246,400	
33	247,100	
34	247,700	
35	248,400	
36	249,100	

37	249,800
----	---------

備考 この表は、会計年度任用臨床検査技師、会計年度任用視能訓練士、会計年度任用薬剤師、会計年度任用管理栄養士、会計年度任用診療放射線技師、会計年度任用理学療法士、会計年度任用作業療法士、会計年度任用言語聴覚士、会計年度任用臨床工学技士、会計年度任用救急救命士、会計年度任用歯科衛生士及び会計年度任用歯科技工士に適用する。

3 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級
号 給	給料月額	給料月額
1	円 221,700	円 254,700
2	223,600	256,800
3	225,400	259,000
4	227,100	261,200
5	228,800	263,400
6	230,700	264,400
7	232,500	265,200
8	234,200	266,100
9	235,900	266,900
10	237,800	268,000
11	239,700	269,100
12	241,600	270,000
13	243,400	270,800
14		271,500
15		272,200
16		273,000
17		274,100
18		275,000
19		275,900
20		276,800
21		277,800

備考 この表は、会計年度任用看護師、会計年度任用健康管理看護師及び会計年度任用准看護師に適用する。

別表第4 (第31条関係)

病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表

職務の級	1級
号 給	給料月額
1	円 198,200
2	199,900
3	201,600
4	203,300
5	205,000
6	206,700
7	208,300
8	209,900
9	211,500

備考 この表は、会計年度任用運転士、会計年度任用調理士、会計年度任用施設管理技士、会計年度任用看護補助員及び会計年度任用医療技術補助員に適用する。

別表第7中「346,300円」を「347,300円」に、「367,400円」を「368,400円」に、「341,900円」を「342,900円」に、「363,000円」を「364,000円」に、「337,500円」を「338,500円」に、「358,600円」を「359,600円」に、「333,100円」を「334,100円」に、「354,200円」を「355,200円」に、「328,700円」を「329,700円」に、「349,800円」を「350,800円」に、「324,300円」を「325,300円」に、「345,400円」を「346,400円」に、「315,700円」を「318,700円」に、「336,800円」を「339,800円」に、「304,800円」を「309,800円」に、「325,800円」を「330,800円」に、「293,300円」を「300,800円」に、「314,400円」を「321,900円」に、「281,700円」を「291,700円」に、「302,900円」を「312,900円」に、「269,700円」を「282,700円」に、「290,800円」を「303,800円」に、「256,200円」を「272,700円」に、「277,300円」を「293,800円」に、「242,600円」を「262,600円」に、「263,900円」を「283,900円」に、「229,100円」を「252,600円」に、「250,400円」を「273,900円」に、「214,600円」を「242,100円」に、「235,900円」を「263,400円」に、「200,300円」を「231,800円」に、「221,400円」を「252,900円」に、「185,700円」を「221,200円」に、「207,100円」を「242,600円」に、「170,200円」を「209,700円」に、「191,600円」を「231,100円」に、「155,100円」を「198,600円」に、「176,500円」を「220,000円」に、「140,100円」を「187,600円」に、「161,700円」を「209,200円」に改める。

第2条 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を次のように改正する。

第47条第8項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、令和7年12月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（以下「会計年度任用職員の職の設置等に関する規程」という。）第47条の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（会計年度任用職員の職の設置等に関する規程第47条の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の内払)

4 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定による期末手当の内払とみなす。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第16号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則を次のように定める。

令和7年12月26日

沖縄県公安委員会

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則（平成6年沖縄県公安委員会規則第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（令和7年沖縄県条例第54号。以下「条例」という。）の規定により規則に委任された事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（プレジャーボートの種類）

第2条 条例第2条第10号の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) カイトボード
- (2) サーフボード
- (3) 水上オートバイ
- (4) 水中翼船
- (5) セールボード
- (6) ペダルボート
- (7) ボディボード
- (8) モーターべー
- (9) ヨット
- (10) 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の構造又は形状を有する船舶又は水上運動用具（次条に掲げるものを除く。）

（カヌー等の種類）

第3条 条例第2条第11号の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) カヌー
- (2) カヤック
- (3) スタンドアップパドルボード
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の構造又は形状を有する船舶又は水上運動用具（海水浴場開設の届出）

第4条 条例第5条第2項に規定する届出書の様式は、様式第1号の海水浴場開設届出書のとおりとする。

2 前項の海水浴場開設届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 海水浴場として使用する海域及び海浜の区域並びに当該区域に設置する施設、設備等を示す図面
- (2) 海水浴場として使用する海域及び海浜における施設、設備等の設置について権原を有することを証明する書類の写し
- (3) 海水浴場を開設するに当たり、漁業従事者又は漁業協同組合との間に海域の利用に関する協議書等を取り交わしている場合には、その写し
- (4) 海水浴場として使用する海浜に接続する土地に施設、設備等を設置して使用する場合には、当該土地及び施設、設備等の使用について権原を有することを疎明する書類の写し
- (5) 水難救助員に係る様式第2号の資格者名簿の写し
- (6) 海水浴場を開設しようとする者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。第13条第2項第5号ア及び第17条第2項第13号アにおいて同じ。）
 - イ 条例第5条第3項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限る。）
 - エ 未成年者で海水浴場を開設しようすることに関し、法定代理人の許可を受けているものにあっては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面
- (7) 海水浴場を開設しようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類
 - ウ 役員に係る条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - エ 条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面
- (8) 海水浴場を開設しようとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類
 - ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに

限る。)

イ 役員に係る第6号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

エ 条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面

(心身の故障により海水浴場の開設等を適正に行うことができない者)

第5条 条例第5条第3項第6号（条例第14条及び第18条において読み替えて準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により海水浴場の開設、催物の開催又は海域レジャー事業（条例第15条第1項各号の事業をいう。以下同じ。）を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(海水浴場の変更等の届出)

第6条 条例第6条に規定する届出書の様式は、様式第3号の海水浴場廃止・変更届出書のとおりとする。

2 海水浴場の変更の届出に際しては、第4条第2項各号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを海水浴場廃止・変更届出書に添付するものとする。

(海水浴場開設等の通知)

第7条 条例第7条第1項の規定による通知は、様式第4号の海水浴場開設通知書により行うものとする。

2 前項の海水浴場開設通知書には、第4条第2項第1号及び第5号に掲げる書類を添付するものとする。

3 条例第7条第2項の規定による通知は、様式第5号の海水浴場廃止・変更通知書により行うものとする。

4 海水浴場の変更の通知に際しては、第4条第2項第1号及び第5号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを海水浴場廃止・変更通知書に添付するものとする。

(浮標等の設置及び撤去)

第8条 条例第8条第1項第1号による浮標等は、潮の干満その他それぞれの海水浴場の状況に適応した形態で設置するものとし、海水浴場を公衆の利用に供する期間が満了したときは、速やかに撤去しなければならない。

(遊泳上の遵守事項の基準)

第9条 条例第8条第1項第2号の規定による遊泳上の遵守事項の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 遊泳を行うことのできる区域として標示された区域内で遊泳すること。

(2) 危険箇所として標示された区域内に立ち入らないこと。

(3) 遊泳時間として指定された時間以外に遊泳しないこと。

(4) 赤旗が掲示される等の方法で遊泳が禁止された場合は、遊泳しないこと。

(5) 飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な遊泳ができない状態にあるときは、遊泳しないこと。

(6) 他の遊泳者に迷惑のかかる行為をしないこと。

(7) 小学校第2学年修了前の子ども（8歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。第39条第5号において同じ。）の遊泳には、必ず保護者が付き添うこと。

(8) 遊泳中に負傷し、又は事故があった場合は、直ちに監視人、水難救助員等に連絡すること。

(9) 監視人及び水難救助員の指示又は指導に従うこと。

(水難救助員の資格基準)

第10条 条例第8条第1項第4号、第19条第1項第4号、第21条第1項第4号及び第24条第1項第4号に規定する水難救助員の資格基準は、当該水難救助員が次の各号のいずれかの要件を満たしていることとする。

(1) 日本赤十字社又は公安委員会が行う水難救助技術等の講習を受けた者であること。

(2) 前号で規定する者と同等以上の水難救助技術等の知識を有すると認められる者であること。

(海水浴場開設者の設備等の整備)

第11条 条例第8条第2項第3号の公安委員会規則で定める設備等は、次に掲げるものとする。

(1) 監視台

(2) 救急用品を備えた救護所

(3) 非常連絡用電話

(4) 応急処置用人工蘇生器

(5) 遊泳禁止標示用器材

- (6) その他水難事故防止に必要と認められるもの
(標識の種類)

第12条 条例第9条第4項に規定する標識の種類、様式等は、別表第1のとおりとする。
(催物の開催の届出)

第13条 条例第11条第2項に規定する届出書の様式は、様式第6号の催物開催届出書のとおりとする。

2 前項の催物開催届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 催物を開催する海域又は内水域を示す図面
- (2) 他の法令の規定により、海域又は内水域の利用に関し許可を受けることが求められている場合には、当該許可を得たことを証明する書類の写し
- (3) 催物を開催するに当たり、漁業従事者又は漁業協同組合との間に海域又は内水域の利用に関する取決めを行った場合は、その内容を明らかにする書類の写し
- (4) 広告又は宣伝の用に供される文書図画その他の催物の概要を記載した書類がある場合は、その写し
- (5) 催物を開催しようとする者が個人である場合は、次に掲げる書類
- ア 住民票の写し
- イ 条例第14条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限る。）
- エ 未成年者で催物を開催しようすることに関し、法定代理人の許可を受けているものにあっては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面
- (6) 催物を開催しようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
- ア 定款及び登記事項証明書
- イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類
- ウ 役員に係る条例第14条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- エ 条例第14条において読み替えて準用する条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面
- (7) 催物を開催しようとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類
- ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
- イ 役員に係る第5号ア及びウに掲げる書類
- ウ 役員に係る条例第14条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- エ 条例第14条において読み替えて準用する条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面
(届出等を要しない催物)

第14条 条例第11条第3項に規定する届出及び条例第13条第3項に規定する通知を要しない催物は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設の行事として行われるものうち、その本来の目的を主たる目的とするものとする。

(催物開催の変更等の届出)

第15条 条例第12条の規定による届出は、様式第7号の催物開催中止・変更届出書により行うものとする。

2 催物開催の変更の届出に際しては、第13条第2項に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを催物開催中止・変更届出書に添付するものとする。

(催物の開催等の通知)

第16条 条例第13条第1項の規定による通知は、様式第8号の催物開催通知書により行うものとする。

2 前項の催物開催通知書には、第13条第2項第1号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

3 条例第13条第2項の規定による通知は、様式第9号の催物開催中止・変更通知書により行うものとする。

4 催物開催の変更の通知に際しては、第13条第2項第1号又は第4号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを催物開催中止・変更通知書に添付するものとする。

(事業の届出)

第17条 条例第15条第2項に規定する届出書の様式は、様式第10号の海域レジャー事業届出書のとおりとす

る。

- 2 前項の海域レジャー事業届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 事業所の図面及び付近の図面
 - (2) 事業所の使用について権原を有することを疎明する書類の写し
 - (3) 事業のために使用する海域、内水域又は海浜に設備等を設置して使用する場合には、当該設備等の設置について権原を有することを証明する書類の写し（条例第15条第1項第4号に掲げる事業（以下「潜水業」という。）及び条例第15条第1項第5号に掲げる事業（以下「スノーケリング業」という。）を除く。）
 - (4) 海域レジャー事業を開始するに当たり、漁業従事者又は漁業協同組合との間に海域の利用に関する協議書等を取り交わしている場合には、その写し（潜水業及びスノーケリング業を除く。）
 - (5) 利用者に提供するプレジャーボートの型式、形状等に関する書類の写し（条例第15条第1項第1号に掲げる事業（以下「プレジャーボート提供業」という。）に限る。）
 - (6) 利用者に提供するカヌー等の型式、形状等に関する書類の写し（条例第15条第1項第3号に掲げる事業（以下「カヌー等提供業」という。）に限る。）
 - (7) 利用者に利用させる水上設置遊具の形状、寸法、構造等に関する書類の写し及び当該水上設置遊具の写真（条例第15条第1項第6号に掲げる事業（以下「水上設置遊具運営業」という。）に限る。）
 - (8) 水難事故が発生した場合において、直ちに利用できるような方法で救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えていることを疎明する書類（プレジャーボート提供業、カヌー等提供業及び水上設置遊具運営業に限る。）
 - (9) 水難救助員に係る資格者名簿の写し（プレジャーボート提供業、カヌー等提供業及び水上設置遊具運営業に限る。）
 - (10) カヌー等ガイドに係る資格者名簿の写し（条例第21条第1項第5号に規定する特定カヌー等（以下「特定カヌー等」という。）に係るカヌー等提供業に限る。）
 - (11) ガイドダイバーに係る資格者名簿の写し（潜水業に限る。）
 - (12) スノーケリングガイドに係る資格者名簿の写し（スノーケリング業に限る。）
 - (13) 海域レジャー事業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し
 - イ 条例第18条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限る。）
 - エ 未成年者で海域レジャー事業を営もうとすることに関し、法定代理人の許可を受けているものにあっては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面
 - (14) 海域レジャー事業を営もうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類
 - ウ 役員に係る条例第18条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - エ 条例第18条において読み替えて準用する条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面
 - (15) 海域レジャー事業を営もうとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類
 - ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
 - イ 役員に係る第13号ア及びウに掲げる書類
 - ウ 役員に係る条例第18条において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - エ 条例第18条において読み替えて準用する条例第5条第3項第9号に該当しないことを誓約する書面（事業の変更等の届出）

第18条 条例第16条の規定による届出は、様式第11号の海域レジャー事業廃止・変更届出書により行うものとする。

- 2 海域レジャー事業の変更の届出に際しては、前条第2項各号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必

要となる書類の写しを海域レジャー事業廃止・変更届出書に添付するものとする。

(事業の通知)

第19条 条例第17条第1項の規定による通知は、様式第12号の海域レジャー事業通知書により行うものとする。

2 前項の海域レジャー事業通知書には、第17条第2項第1号に掲げる書類を添付するものとする。

3 条例第17条第2項の規定による通知は、様式第13号の海域レジャー事業廃止・変更通知書により行うものとする。

4 海域レジャー事業の変更の通知に際して、事業所の所在地に変更があった場合は、当該変更に係る事業所の所在地の図面の写しを海域レジャー事業廃止・変更通知書に添付するものとする。

(プレジャーボート利用者の名簿等)

第20条 条例第19条第1項第6号に規定するプレジャーボート利用者の名簿は、プレジャーボート利用者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、小型船舶操縦免許証の番号及び有効期間（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項の小型船舶に該当するプレジャーボートを操縦させる場合に限る。）、当日の健康状態、利用日時並びに利用場所を記載したものとする。

2 前項の規定により作成したプレジャーボート利用者の名簿の保存期間は、作成の日から1年とする。

(プレジャーボートに係る航行上の遵守事項の基準)

第21条 条例第19条第2項第1号及び第20条第1項第3号の規定による遵守事項の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 悪天候で危険であると認めるときには、出航をさしひかえること。

(2) プレジャーボートが漂流物、工作物等と衝突するおそれがある場所において航行しないこと。

(3) 酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態でプレジャーボートを操縦しないこと。

(4) 航行中は、救命胴衣又はウェットスーツ（以下「救命胴衣等」という。）を着用すること。

(5) 海域等利用者や他の船舶等に著しく危険を及ぼすような高速力で航行しないこと。

(6) 他の船舶等の直前直後を横断しないこと。

(7) みだりに他の船舶等に接近したり、他の船舶等の周囲で蛇行しないこと。

(8) 航行中天候が急変したとき等航行に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所に避難するとともに、事業者にその旨を連絡すること。

(9) 警察官、プレジャーボート提供業届出者及びプレジャーボート提供業を営むことについて条例第17条の規定による通知をした国機関等の指導助言に従うこと。

(特定カヌー等の種類)

第22条 条例第21条第1項第5号の公安委員会規則で定めるものは、第3条第1号から第3号までに掲げるものとする。

(カヌー等ガイドの資格基準等)

第23条 条例第21条第1項第5号に規定するカヌー等ガイドの資格基準は、次の各号に掲げるカヌー等ガイドに応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしていることとする。

(1) カヌーに係るカヌー等ガイド

ア カヌー指導団体が指導員（これと同等以上のカヌーの操縦に関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者

イ アに規定する者と同等以上のカヌーの操縦に関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

(2) カヤックに係るカヌー等ガイド

ア カヤック指導団体が指導員（これと同等以上のカヤックの操縦に関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者

イ アに規定する者と同等以上のカヤックの操縦に関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

(3) スタンドアップパドルボードに係るカヌー等ガイド

ア スタンドアップパドルボード指導団体が指導員（これと同等以上のスタンドアップパドルボードの操縦に関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者

イ アに規定する者と同等以上のスタンドアップパドルボードの操縦に関する知識及び技能を有すると

認められる者であること。

2 カヌー等ガイドは、特定カヌー等の利用者を案内し、指導する場合は、その人数に上限を設ける等、特定カヌー等の利用者の安全を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(カヌー等利用者の名簿等)

第24条 条例第21条第1項第8号に規定するカヌー等利用者の名簿は、カヌー等利用者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、当日の健康状態、利用日時、利用場所及び案内等を行うカヌー等ガイドの氏名（特定カヌー等を利用させる場合に限る。）を記載したものとする。

2 条例第21条第1項第8号に規定するカヌー等ガイドに係る資格者名簿の様式は、様式第2号のとおりとし、カヌー等ガイドの氏名、生年月日、住所、採用年月日及び資格認定証の種類を記載するものとする。

3 第1項の規定により作成したカヌー等利用者の名簿の保存期間は、作成の日から1年とする。

(カヌー等に係る航行上の遵守事項の基準)

第25条 条例第21条第2項第1号の規定による遵守事項の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 悪天候で危険であると認めるときには、出航をさしひかえること。
- (2) カヌー等が漂流物、工作物等と衝突するおそれがある場所において航行しないこと。
- (3) 酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態でカヌー等を操縦しないこと。
- (4) 航行中は、救命胴衣を着用すること。
- (5) 海域等利用者や他の船舶等に著しく危険を及ぼすような方法で航行しないこと。
- (6) 他の船舶等の直前直後を横断しないこと。
- (7) みだりに他の船舶等に接近したり、他の船舶等の周囲で蛇行しないこと。
- (8) 航行中天候が急変したとき等航行に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所に避難とともに、事業者にその旨を連絡すること。
- (9) 特定カヌー等を操縦する場合は、カヌー等ガイドの指示又は指導に従うこと。
- (10) 警察官、カヌー等提供業届出者及びカヌー等提供業を営むことについて条例第17条の規定による通知をした国の機関等の指導助言に従うこと。

(ガイドダイバーの資格基準等)

第26条 条例第22条第1項第1号に規定するガイドダイバーの資格基準は、当該ガイドダイバーが次の各号のいずれかの要件を満たしていることとする。

- (1) 潜水指導団体が指導員（これと同等以上の潜水に関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者であること。
- (2) 前号で規定する者と同等以上の潜水に関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

2 ガイドダイバーが1人で案内し、指導できる潜水者の人数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 体験潜水者（水中において自己管理ができず、ガイドダイバーの補助がないと潜水できない者をいう。）を案内し、指導する場合には、おおむね2人

- (2) 初級潜水者（水中において自己管理ができ、ガイドダイバーの補助がないと潜水できない者をいう。）を案内し、指導する場合には、おおむね4人

- (3) 中級潜水者（水中において自己管理ができ、ガイドダイバーの指示に従って潜水できる者をいう。）を案内し、指導する場合には、おおむね6人

- (4) 上級潜水者（水中において自己管理ができ、ガイドダイバーの補助の必要のない者をいう。）を案内し、指導する場合には、当該ガイドダイバーが認めた範囲内の人数

(潜水具の点検要領)

第27条 条例第22条第1項第3号に規定する潜水具の点検は、別表第2の左欄に掲げる潜水具について、それぞれ同表右欄に掲げる点検要領に従い、老朽、破損等により潜水者に危険が生ずるおそれがないか、及び正常に機能するかどうかについて目視、触手等により行うものとする。

(正常な潜水ができない状態の解釈基準)

第28条 条例第22条第1項第4号に規定する正常な潜水ができない状態にあるときとは、アルコール、薬物、体調の変化の影響等により、一時的に思考能力、判断能力、感覚機能若しくは運動能力の一部又は全部が侵され、潜水した場合に潜水者自身の生命又は健康に障害が及ぶおそれがあると認められるときをいう。

(安全な潜水の可否の判断基準)

第29条 条例第22条第1項第5号に規定する安全な潜水の可否は、少なくとも次に掲げる事項を基準に総合的に判断するものとする。

- (1) 潜水者の顔色、呼吸の状態、体温及び血圧
- (2) 潜水者の年齢
- (3) 潜水者の病歴
- (4) 潜水者の潜水経験の有無及び潜水経験があるときは最後に潜水をした日
- (5) 潜水者の潜水に係る認定証の有無及び認定証があるときはその種類
(潜水者の名簿等)

第30条 条例第22条第1項第7号に規定する潜水者の名簿は、潜水者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、認定証取得年月日、講習受講歴、潜水経験、最後に潜水をした日、既往症、当日の健康状態、潜水日時、潜水場所及び案内等を行うガイドダイバーの氏名を記載したものとする。

- 2 条例第22条第1項第7号に規定するガイドダイバーナムの様式は、様式第2号のとおりとし、ガイドダイバーの氏名、生年月日、住所、採用年月日、経験年数及び資格認定証の種類を記載するものとする。
- 3 第1項の規定により作成した潜水者の名簿の保存期間は、作成の日から1年とする。
(潜水上の遵守事項の基準)

第31条 条例第22条第2項第1号の規定による遵守事項は、少なくとも次の各号に掲げる事項について定めたものとする。

- (1) 潜水具の正しい使い方について習得すること。
- (2) 過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態で潜水しないこと。
- (3) 潜水中は、必ずバディシステム（2人以上の者が相互に安全を確認しながら潜水又はスノーケリングをすることをいう。第37条及び第38条において同じ。）を遵守すること。
- (4) 養殖又は畜養中の魚貝類の育成を害しないこと。
- (5) ガイドダイバーの指示又は指導に従うこと。
(スノーケリングガイドの資格基準等)

第32条 条例第23条第1項第1号に規定するスノーケリングガイドの資格基準は、当該スノーケリングガイドが次の各号のいずれかの要件を満たしていることとする。

- (1) スノーケリング指導団体が指導員（これと同等以上のスノーケリングに関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者であること。
 - (2) 前号で規定する者と同等以上のスノーケリングに関する知識及び技能を有すると認められる者であること。
- 2 スノーケリングガイドは、スノーケリング者を案内し、指導する場合は、その人数に上限を設ける等、スノーケリング者の安全を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
(スノーケリングに使用する器具の点検要領)

第33条 条例第23条第1項第3号に規定するスノーケリング器具の点検は、別表第3の左欄に掲げるスノーケリング器具について、それぞれ同表右欄に掲げる点検要領に従い、老朽、破損等によりスノーケリング者に危険が生ずるおそれがないか、及び正常に機能するかどうかについて目視、触手等により行うものとする。

(正常なスノーケリングができない状態の解釈基準)

第34条 条例第23条第1項第4号に規定する正常なスノーケリングができない状態にあるときは、アルコール、薬物、体調の変化の影響等により、一時的に思考能力、判断能力、感覚機能若しくは運動能力の一部又は全部が侵され、スノーケリングをした場合にスノーケリング者自身の生命又は健康に障害が及ぶおそれがあると認められるときをいう。

(安全なスノーケリングの可否の判断基準)

第35条 条例第23条第1項第5号に規定する安全なスノーケリングの可否は、少なくとも次に掲げる事項を基準に総合的に判断するものとする。

- (1) スノーケリング者の顔色、呼吸の状態、体温及び血圧
- (2) スノーケリング者の年齢
- (3) スノーケリング者の病歴
- (4) スノーケリング者のスノーケリング経験の有無及びスノーケリング経験があるときは最後にスノーケリングをした日

- (5) スノーケリング者のスノーケリングに係る認定証の有無及び認定証があるときはその種類
(スノーケリング者の名簿等)

第36条 条例第23条第1項第7号に規定するスノーケリング者の名簿は、スノーケリング者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、スノーケリング経験、最後にスノーケリングをした日、既往症、当日の健康状態、スノーケリング日時、スノーケリング場所及び案内等を行うスノーケリングガイドの氏名を記載したものとする。

2 条例第23条第1項第7号に規定するスノーケリングガイド名簿の様式は、様式第2号のとおりとし、スノーケリングガイドの氏名、生年月日、住所、採用年月日、経験年数及び資格認定証の種類を記載するものとする。

3 第1項の規定により作成したスノーケリング者の名簿の保存期間は、作成の日から1年とする。
(スノーケリング者に対する措置)

第37条 条例第23条第1項第8号ただし書に規定する公安委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) バディシステムを実施すること。
(2) スノーケリング者に係るスノーケリングの中止その他の安全を確保するための措置をとることができるような方法で、水上において1名以上の人員を支えることができる浮力を有するフロートその他これに類するものをスノーケリング者の付近の水上に設置すること。
(スノーケリング上の遵守事項の基準)

第38条 条例第23条第2項第1号の規定による遵守事項は、少なくとも次の各号に掲げる事項について定めたものとする。

- (1) スノーケリング器具の正しい使い方について習得すること。
(2) スノーケリング中は、救命胴衣等を着用すること（条例第23条第1項第8号ただし書に規定する場合において前条各号に掲げる措置をとるべきを除く。）
(3) 過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態でスノーケリングしないこと。
(4) スノーケリング中は、バディシステムを遵守すること。
(5) 養殖又は畜養中の魚貝類の育成を害しないこと。
(6) スノーケリングガイドの指示又は指導に従うこと。
(水上設置遊具利用上の遵守事項の基準)

第39条 条例第24条第2項第1号の規定による利用上の遵守事項の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用中は、救命胴衣を着用すること。
(2) 飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な利用ができない状態にあるときは、利用しないこと。
(3) 水上設置遊具の設置場所又はその周辺における水中への潜り込みをしないこと。
(4) 他の利用者に迷惑のかかる行為をしないこと。
(5) 小学校第2学年修了前の子どもの利用には、必ず保護者が付き添うこと。
(6) 利用中に負傷し、又は事故があった場合は、直ちに監視人又は水難救助員に連絡すること。
(7) 監視人及び水難救助員の指示又は指導に従うこと。
(呼気検査の方法)

第40条 条例第29条第1項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船又はアルコールを検知する機器に吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。

(勧告の方法等)

第41条 条例第31条第1項の規定による勧告は、様式第14号の勧告書により行うものとする。

2 前項の勧告書を交付する場合は、当該勧告に従わないときにはその旨及び当該勧告の内容を公表されることがある旨を告知するものとする。

(公表の方法等)

第42条 条例第31条第2項の規定による公表は、沖縄県公報に登載するほか、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
(2) 勧告を受けた者の住所又は事業所の所在地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
(3) 勧告に係る事業所の名称

- (4) 効告の内容
- (5) 公表の原因となった事実
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項
(意見を述べる機会の付与)

第43条 条例第31条第3項の規定により意見を述べる機会を与える場合は、公表に係る者に対し、様式第15号の意見の聴取通知書により通知するものとする。

- 2 公安委員会は、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、口頭により意見の聴取を求めることができる。この場合において、公安委員会は前項の意見の聴取通知書の備考の欄に口頭により意見の聴取を求めるこ並びに出頭すべき日時及び場所を記載するものとする。
- 3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、公表に係る者に対し、様式第16号の申述書の提出を求めるものとする。
- 4 公表に係る者は、意見を述べるに当たり、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 5 条例第31条第3項の規定により意見を述べる機会を与える場合は、第3項の申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間を置くものとする。

(代理人)

第44条 公表に係る者は、代理人を選任することができる。

- 2 前項の代理人は、公表に係る者のために申述書の提出又は口頭による意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 公表に係る者は、代理人の資格について、様式第17号の代理人選任届出書を公安委員会に提出して証明しなければならない。
- 4 公表に係る者は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、様式第18号の代理人資格喪失届出書によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(口頭による意見の聴取)

第45条 公安委員会は、第43条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指名する警察職員に意見を聴取させるものとする。

- 2 公表に係る者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、様式第19号の意見の聴取日時等変更申出書により意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により意見の聴取の日時又は場所の変更をしたときは、公表に係る者に対し、速やかにその旨を様式第20号の意見の聴取日時等決定通知書により通知するものとする。第2項の規定による申出を受けた場合において、意見の聴取の日時又は場所を変更しなかったときも、同様とする。

(申述書の不提出等)

第46条 公安委員会は、公表に係る者又は代理人が正当な理由がなく提出期限までに第43条第3項の申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しない場合は、改めて申述書の提出又は口頭による意見の聴取を求めるることを要しない。

(指示の手続等)

第47条 条例第31条第4項の規定による指示は、様式第21号の指示書により行うものとする。

- 2 前項の指示書を交付する場合は、当該指示に従わないときには罰せられることがある旨及び当該指示に不服があるときは審査請求をすることができる旨を教示するものとする。

(停止命令及び廃止等命令の上申)

第48条 警察署長は、条例第32条第1項の規定により海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は事業を営むことについて、その全部若しくは一部の停止を命ずること（以下「停止命令」という。）又は条例第32条第2項から第4項までの規定により海水浴場の廃止、催物の開催の中止若しくは事業の廃止を命ずること（以下「廃止等命令」という。）が必要であると認めるときは、様式第22号の停止命令・廃止等命令上申書に、証拠書類及び関係書類を添えて地域部地域課を経由して公安委員会に上申するものとする。

(停止命令及び廃止等命令の手続)

第49条 公安委員会は、停止命令をしようとするときは、様式第23号の停止命令書により行うものとする。

- 2 公安委員会は、廃止等命令をしようとするときは、様式第24号の廃止等命令書により行うものとする。

3 前2項の規定により停止命令書又は廃止等命令書を交付する場合は、当該命令に従わないときには罰せられることがある旨及び当該命令に不服があるときは審査請求をすることができる旨を教示するものとする。

(停止命令及び廃止等命令の執行)

第50条 警察署長は、停止命令及び廃止等命令を執行するときは、被処分者に停止命令書及び廃止等命令書を交付し、様式第25号の受領書を徴するものとする。

(安全対策優良海域レジャー提供業者の指定等)

第51条 条例第34条第1項の規定による指定は、海域レジャー提供業者からの申出により、申出日の属する月前1年間の安全対策について、事業の種類に応じ、それぞれ別表第4から別表第10までに掲げる安全対策基準に基づき審査して行うものとする。

2 前項の申出は、様式第26号の安全対策優良海域レジャー提供業者指定申出書により行うものとする。

3 条例第34条第2項の規定による通知は、様式第27号の安全対策優良海域レジャー提供業者指定通知書により行うものとする。

4 条例第34条第2項に規定する安全対策優良標示の様式は、様式第28号の安全対策優良標示のとおりとする。

5 条例第34条第4項の規定による指定の取消しは、様式第29号の安全対策優良海域レジャー提供業者指定取消通知書により行うものとする。

6 第1項の審査は、安全対策基準に関する知識を有する個人又は団体に委託することができる。

(指導)

第52条 条例第35条の規定による指導は、海水浴場開設者に対しては、当該海水浴場を管轄する警察署の署長に、海域レジャー事業者に対しては、当該事業者の事業所（当該事業者が2以上の事業所を有する場合にあっては、当該指導の事由となった事実と最も密接な関係がある事業所）を管轄する警察署の署長に行わせるものとする。

(講習)

第53条 条例第36条各項の規定による講習は、年1回以上実施するものとする。

2 条例第36条各項の規定による講習については、それぞれ水難救助員、カヌー等ガイド、ガイドダイバー及びスノーケリングガイドとなろうとする者も受けることができる。

3 第1項の講習は、水難救助、カヌー等の操縦、潜水又はスノーケリングに関する知識技能を有する個人又はその団体に委託することができる。

(海域等の状況の調査)

第54条 条例第37条第1項の規定による調査は、警察官に行わせ、又は専門業者等に委託して行うものとする。

2 条例第37条第2項の規定による通知は、様式第30号の通知書により行うものとする。

(海域レジャー適正化事業実施機関の指定の申請等)

第55条 条例第39条第1項の規定による海域レジャー適正化事業実施機関（以下「海域レジャー適正化機関」という。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 条例第39条第5項各号に掲げる事業（以下この条及び第58条において「海域レジャー適正化事業」という。）を行う事務所の所在地

(3) 海域レジャー適正化事業を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

(4) 海域レジャー適正化事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面

(5) 資産の種類及びこれを証する書面

3 条例第39条第1項の規定による海域レジャー適正化機関の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 海域レジャー適正化事業の実施に関し、適切な計画が定められていること。

(2) 海域レジャー適正化事業を適正かつ確実に行うための必要な経理的基礎を有すること。

- (3) 海域レジャー適正化事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより海域レジャー適正化事業が不公平になるおそれがないこと。
- 4 海域レジャー適正化機関は、条例第39条第3項の規定による届出をしようとするときは、変更しようとする事項及び期日を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。
(海域レジャー適正化事業指導員)

第56条 海域レジャー適正化機関は、条例第39条第5項第1号に掲げる事業に係る業務を行わせるため、海域レジャー適正化事業指導員を選任しなければならない。

- 2 海域レジャー適正化機関は、海域レジャー適正化事業指導員に対し、様式第31号の身分を示す証明書を交付しなければならない。
- 3 海域レジャー適正化事業指導員は、第1項の業務を行うに当たっては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(公安委員会への報告等)

第57条 海域レジャー適正化機関は、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 海域レジャー適正化機関は、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に提出しなければならない。
- 3 公安委員会は、海域レジャー適正化機関の事業の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、海域レジャー適正化機関に対し、その事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
(公安委員会との連携)

第58条 海域レジャー適正化機関は、海域レジャー適正化事業の運営について、公安委員会と密接に連携するものとする。

- 2 公安委員会は、海域レジャー適正化機関に対し、海域レジャー適正化事業の円滑な運営に必要な指導及び助言を行うものとする。
(条例の規定の適用除外)

第59条 条例第40条の規定により、宮古島市の区域については、条例第27条第1項の規定（同項に規定する行為が宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例（令和4年宮古島市条例第38号）第7条第1項に規定する事故防止重点区域又は同条例第8条第1項に規定する発着区域における同条例第10条に規定する危険行為に該当する場合に限る。）は適用しない。

(届出書等の提出)

第60条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する届出書等は、別表第11の左欄に掲げる形態別に、それぞれ同表右欄に掲げる警察署を経由して提出するものとする。

(アルコールの程度)

第61条 条例第43条第3号の公安委員会規則で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラムとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の第53条第1項の講習は、この規則の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。
(沖縄県警察の組織に関する規則の一部改正)
- 3 沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第19条第1項第6号を次のように改める。
(6) 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（令和7年沖縄県条例第54号）の施行に関すること。
(沖縄県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)
- 4 沖縄県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第4条関係)

条例等	規定
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例(令和7年沖縄県条例第54号)	第19条第1項第6号、第21条第1項第8号、第22条第1項第7号、第23条第1項第7号

別表第1(第12条関係)

標識の種類・様式等

種類	浮標類		立標類
	浮玉	浮子	
形状及び寸法			
材質及び色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製 ・オレンジ色 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム又はプラスチック製 ・オレンジ色 	<ul style="list-style-type: none"> ・標示板及び補助版はアクリル製で赤地に白文字(両面) ・ブイは赤色直径40cm ・支柱は赤色塩化ビニール製
標識を設置する場合の形態			

別表第2(第27条関係)

潜水具の点検要領

潜水具名	点検要領
マスク	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化して水漏れ又は空気漏れはないか。 2 潜水者に適しているサイズか。
スノーケル	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化してひび割れ又は亀裂はないか。 2 潜水者に適しているサイズか。

ポンベ	1 ポンベに表示された刻印は、法律で定められた期間内の表示であるか。 2 ポンベはさびついて腐食し、空気漏れのおそれがないか。 3 バルブの接続部分は腐食していないか、接続は正確になされ空気漏れはないか。
バルブ	1 バルブはさびついて腐食していないか。 2 空気漏れはないか。
レギュレーター	1 レギュレーターは円滑に作動するか（4回程度呼吸して空気漏れがないか確認する）。 2 ホース部分の変形及び老朽破損はないか。
残圧計	1 ホース部分の変形及び老朽破損はないか。 2 ゲージガラスに傷はないか。 3 針は変形していないか。 4 針の位置は正常値を示しているか。 5 針は加減圧時に正常に作動するか。
送気管	老朽化して空気漏れはないか。
浮力調整装置	各機器との接続部分及び取り付け部分は老朽化していないか。
深度計	1 各部に損傷はないか。 2 各部に老朽化はないか。 3 指針にずれはないか。 4 針は外れていないか。 5 液漏れ又は気泡の発生はないか。
時計	1 動いているか。 2 各部に損傷はないか。 3 各部に老朽化はないか。 4 浸水はないか。
コンパス	1 各部に損傷又は液漏れはないか。 2 針の動きは円滑か。 3 指針のずれはないか。
ウエイトベルト	1 鉛の変形又は損傷はないか。 2 鉛の重量は適正か。 3 パックル及びベルトに変形又は損傷はないか。
スーツ	1 生地の破れ又は亀裂はないか。 2 潜水者に適しているサイズか。
フィン	1 老朽化してひび割れ又は亀裂がないか。 2 潜水者に適しているサイズか。
ナイフ	1 老朽化していないか。 2 金属部のさびはないか。 3 収納ケースのバンド及び止め具は適正か。
その他	その他の潜水具にあっては、器具として本来の機能を有し、かつ安全性を有しているか。

別表第3（第33条関係）

スノーケリング器具の点検要領

スノーケリング器具名	点検要領
マスク	1 老朽化して水漏れ又は空気漏れはないか。 2 スノーケリング者に適しているサイズか。
スノーケル	1 老朽化してひび割れ又は亀裂はないか。 2 スノーケリング者に適しているサイズか。

スーツ	1 生地の破れ又は亀裂はないか。 2 スノーケリング者に適しているサイズか。
フィン	1 老朽化してひび割れ又は亀裂がないか。 2 スノーケリング者に適しているサイズか。
救命胴衣	1 老朽化してひび割れ又は亀裂がないか。 2 スノーケリング者に適しているサイズ又は浮力か。

別表第4（第51条関係）

安全対策基準（海水浴場）

安全対策項目	判定	備考
海水浴場の区域を標示する看板等	適・不適	
遊泳者が安全に遊泳できる区域を標示する旗、浮標、立標等	適・不適	
遊泳上の遵守事項を記載した看板等	適・不適	
遊泳上の遵守事項を放送する放送設備	適・不適	
監視人の配置	適・不適	
水難救助員の配置	適・不適	
救命浮輪及び救命ロープの配備	適・不適	
救命ボートの配備	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
外国人に対する周知に資する措置	適・不適	
水難救助員の知識及び技能向上のための年1回以上の講習受講措置	適・不適	
監視台の設置	適・不適	
救急用品を備えた救護所の設置	適・不適	
非常連絡用電話の設置	適・不適	
応急処置用人工蘇生器の配置	適・不適	
遊泳禁止標示用器材の整備	適・不適	
海洋危険生物被害防止器材等の整備	適・不適	

別表第5（第51条関係）

安全対策基準（プレジャーボート提供業）

安全対策項目	判定	備考
航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合の措置	適・不適	
正常な利用ができない状態にあると認められる者に対する措置	適・不適	
水難救助員の配置	適・不適	
救命浮輪の配備	適・不適	
ロープの配備	適・不適	

救命ボートの配備	適・不適	
プレジャー・ボート利用者の名簿の備付け及び保存	適・不適	
利用者に対する救命胴衣等の着用	適・不適	
風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報の提供	適・不適	
安全航行に必要な航行予定海域の情報の提供	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
航行上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
緊急連絡用の通信手段の確保	適・不適	
利用者に対する事故発生時の警察への通報指導	適・不適	
水難救助員に対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講	適・不適	
事業に従事する者に必要な知識及び技能の向上	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第6（第51条関係）

安全対策基準（マリーナ業）

安全対策項目	判定	備考
風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報の提供	適・不適	
安全航行に必要な航行予定海域の情報の提供	適・不適	
航行上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
緊急連絡用の通信手段の確保	適・不適	
利用者に対する事故発生時の警察への通報指導	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第7（第51条関係）

安全対策基準（カヌー等提供業）

安全対策項目	判定	備考
航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合の措置	適・不適	
正常な利用ができない状態にあると認められる者に対する措置	適・不適	
水難救助員の配置	適・不適	
カヌー等ガイドの配置（特定カヌー等を利用させるカヌー等提供業届出者に限る。）	適・不適	
救命浮輪の配備	適・不適	
ロープの配備	適・不適	
救命ボートの配備	適・不適	
カヌー等利用者の名簿の備付け及び保存	適・不適	

カヌー等ガイドの名簿の備付け	適・不適	
利用者に対する救命胴衣の着用	適・不適	
風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報の提供	適・不適	
安全航行に必要な航行予定海域の情報の提供	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
航行上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
緊急連絡用の通信手段の確保	適・不適	
利用者に対する事故発生時の警察への通報指導	適・不適	
水難救助員に対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講	適・不適	
カヌー等ガイドに対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講（特定カヌー等を利用するカヌー等提供業届出者に限る。）	適・不適	
事業に従事する者に必要な知識及び技能の向上	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第8（第51条関係）

安全対策基準（潜水業）

安全対策項目	判定	備考
資格要件を具備したガイドダイバーの配置	適・不適	
潜水具の事前点検の実施	適・不適	
正常な潜水ができない状態にあると認められる者に対する潜水の禁止	適・不適	
安全な潜水ができないおそれのある者に対する潜水の禁止	適・不適	
特定の海域又は内水域における地形又は気象若しくは海象が潜水者に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合の潜水の禁止	適・不適	
潜水者の名簿の備付け及び保存	適・不適	
ガイドダイバーの名簿の備付け	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
潜水上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
緊急連絡用の通信手段の確保	適・不適	
船上における潜水者安全確保要員の配置	適・不適	
救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープの配置	適・不適	
ガイドダイバーに対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第9（第51条関係）

安全対策基準（スノーケリング業）

安全対策項目	判定	備考
資格要件を具備したスノーケリングガイドの配置	適・不適	
スノーケリング器具の事前点検の実施	適・不適	
正常なスノーケリングができない状態にあると認められる者に対するスノーケリングの禁止	適・不適	
安全なスノーケリングができないおそれのある者に対するスノーケリングの禁止	適・不適	
特定の海域又は内水域における地形又は気象若しくは海象がスノーケリング者に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合のスノーケリングの禁止	適・不適	
スノーケリング者の名簿の備付け及び保存	適・不適	
スノーケリングガイド名簿の備付け	適・不適	
スノーケリング者に対する救命胴衣等の着用措置	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
スノーケリング上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
緊急連絡用の通信手段の確保	適・不適	
船上におけるスノーケリング者安全確保要員の配置	適・不適	
救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープの配置	適・不適	
スノーケリングガイドに対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第10（第51条関係）

安全対策基準（水上設置遊具運営業）

安全対策項目	判定	備考
利用者に危険が生ずるおそれがあると認められる場合の措置	適・不適	
正常な利用ができない状態にあると認められる者に対する利用の禁止	適・不適	
監視人の配置	適・不適	
水難救助員の配置	適・不適	
救命浮輪及び救命ロープの配備	適・不適	
救命ボートの配備	適・不適	
利用者に対する救命胴衣の着用	適・不適	
風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な利用に必要な情報の提供	適・不適	
事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
利用上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
水上設置遊具の維持管理その他安全上必要な措置	適・不適	

水難救助員に対する毎年1回以上の知識及び技能の向上を図るための講習受講	適・不適	
事業に従事する者に必要な知識及び技能の向上	適・不適	
外国人の理解に資する措置	適・不適	

別表第11（第60条関係）

関係書類の提出先区分

届出等	形態	提出警察署
海水浴場に係る届出又は通知	海水浴場の区域が1警察署の管轄区域にある場合	当該海水浴場の区域を管轄する警察署
	海水浴場の区域が2警察署以上の管轄区域にまたがる場合	当該海水浴場の主たる施設が所在する場所を管轄する警察署
催物に係る届出又は通知	催物を開催する場所が1警察署の管轄区域にある場合	当該催物を開催する場所を管轄する警察署
	催物を開催する場所が2警察署以上の管轄区域にまたがる場合	当該催物の実施本部（催物開催の現場責任者が常駐し、催物参加者等を統制する機関をいう。）の設置場所を管轄する警察署
海域レジャー事業に係る届出又は通知	1か所の事業所で海域レジャー事業を営む場合	当該事業所の所在地を管轄する警察署
	2か所以上の事業所を設けて海域レジャー事業を営む場合	主たる事業所の所在地を管轄する警察署（変更の場合（海域レジャー事業を届出した者の住所及び氏名又は法人役員の氏名及び住所を変更する場合を除く。）にあっては、変更に係る事業所の所在地を管轄する警察署）
安全対策優良海域レジャー提供業者の指定の申出	海水浴場開設者が申し出る場合	当該海水浴場開設の届出をした警察署
	海域レジャー事業者が申し出る場合	当該事業所の所在地を管轄する警察署

様式第1号（第4条関係）

その1	受理年月日	受理番号	年 月 日
沖縄県公安委員会 殿 届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 電話番号 () 電子メールアドレス ()			
海水浴場開設届出書			
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第5条第1項の規定により届出をします。			
海 水 浴 場 の 名 称			
海 水 浴 場 の 区 域			
		(期間)	(時間)

海水浴場を公衆の利用に供する期間及び時間	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで
海水浴場に設ける施設、設備等の概要		
遊泳者に係る水難事故の防止その他遊泳者の安全のためにとる措置の概要	監視体制	
	救護用具 ・船舶等	
	その他	
備 考		

その2		
個人の場合	〒	年 月 日生
種別	<input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> 合名会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> その他の法人 () <input type="checkbox"/> 法人でない団体 ()	
名称		
代表	〒	年 月 日生
役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日生
法人等の場合	役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 ()
	役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 ()
	役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 ()
	役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 ()

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第2号 (第4条、第24条、第30条、第36条関係)

資格者名簿

ふりがな 氏名			写 真 無帽、正面上三分身、 無背景、 サイズ4× 3センチ(カラー・白 黒どちらでもよい)
生年月日	年 月 日 生		
住 所	〒		
採用年月日	年 月 日		
資格者種別	<input type="checkbox"/> 水難救助員 <input type="checkbox"/> ガイドダイバー (□ 潜水士免許) <input type="checkbox"/> スノーケリングガイド <input type="checkbox"/> カヌー等ガイド (□ カヌー □ カヤック □ スタンドアップパドルボード)		
経験年数			
資格認定証の種類	取得年月日	種類	
備考			

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 「資格認定証の種類」欄には、資格の認定団体、資格名その他参考となる事項を記載すること。

3 水難救助員、ガイドダイバー、スノーケルガイド又はカヌー等ガイドに係る資格認定証の表面及び裏面の写しを添付すること。この場合において、ガイドダイバーについては、労働安全衛生法による潜水士免許に係る免許証の表面及び裏面の写しも添付すること。

様式第3号 (第6条関係)

	受理 年月日		受理番号	
年 月 日				
沖縄県公安委員会 殿				
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)				
電話番号 ()				
電子メールアドレス ()				

海水浴場廃止・変更届出書		
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第6条の規定により届出をします。		
廃止・変更年月日	年 月 日	
変更内容	旧	
	新	
廃止・変更の理由		
添付書類	変更に伴い必要となる書類の写し	
備考		

注1 廃止の場合は「変更」の文字を、変更の場合は「廃止」の文字を横2本線で消すこと。

2 廃止の場合は、「変更内容」欄の記載は要しない。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第4号（第7条関係）

	受理 年月日		受理番号	
沖縄県公安委員会 殿	年 月 日			
	通知者 所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号 () 電子メールアドレス ()			
海水浴場開設通知書				
海水浴場を開設しますので、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第7条第1項の規定により通知します。				
海水浴場の名称				
海水浴場の区域				
海水浴場を公衆の利用に供する期間及び時間	(期間) 月 月 日 まで	から 日 まで	(時間) 時 時 分 まで	
海水浴場に設ける施設、設備等の概要				
遊泳者に係 監視体制				

る水難事故の防止その他遊泳者の安全のためにとる措置の概要	救護用具・船舶等	
	その他の	
添付書類		<input type="checkbox"/> 海水浴場として使用する海域及び海浜の区域並びに当該区域に設置する施設、設備等を示す図面 <input type="checkbox"/> 水難救助員に係る資格者名簿の写し
備考		

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第5号 (第7条関係)

	受理年月日		受理番号		年 月 日
沖縄県公安委員会 殿	通知者 所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号 () 電子メールアドレス ()				
海水浴場廃止・変更通知書					
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第7条第2項の規定により通知します。					
廃止・変更年月日	年 月 日				
変更内容	旧				
	新				
廃止・変更の理由					
添付書類	変更に伴い必要となる書類の写し				
備考					

注1 廃止の場合は「変更」の文字を、変更の場合は「廃止」の文字を横2本線で消すこと。

2 廃止の場合は、「変更内容」欄の記載は要しない。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第6号 (第13条関係)

その1	受理	受理
-----	----	----

	年月日		番 号																																																																		
年 月 日																																																																					
<p>沖縄県公安委員会 殿</p> <p>届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>電話番号 () 電子メールアドレス ()</p>																																																																					
催物開催届出書																																																																					
<p>沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第11条第1項の規定により届出をします。</p>																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">催 物 の 名 称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>催 物 の 目 的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>催 物 の 開 催 场 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>催 物 の 開 催 日 時</td> <td style="text-align: center; width: 5%;">年</td> <td style="text-align: center; width: 5%;">月</td> <td style="text-align: center; width: 5%;">日</td> <td style="text-align: center; width: 5%;">午前・午後</td> <td style="text-align: center; width: 5%;">時</td> <td style="text-align: center; width: 5%;">分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>午前・午後</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> <tr> <td colspan="7">催 物 の 形 態</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; width: 15%;">事故防止のため による措置の 概要</td> <td>救護体制</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>救護用具 ・船舶等</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>現場責任者</td> <td>住 所 氏 名</td> <td colspan="5" style="text-align: right;">電話 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>				催 物 の 名 称				催 物 の 目 的				催 物 の 開 催 场 所				催 物 の 開 催 日 時	年	月	日	午前・午後	時	分から		年	月	日	午前・午後	時	分まで	催 物 の 形 態							事故防止のため による措置の 概要	救護体制						救護用具 ・船舶等						その 他						現場責任者	住 所 氏 名	電話 ()					備 考						
催 物 の 名 称																																																																					
催 物 の 目 的																																																																					
催 物 の 開 催 场 所																																																																					
催 物 の 開 催 日 時	年	月	日	午前・午後	時	分から																																																															
	年	月	日	午前・午後	時	分まで																																																															
催 物 の 形 態																																																																					
事故防止のため による措置の 概要	救護体制																																																																				
	救護用具 ・船舶等																																																																				
	その 他																																																																				
現場責任者	住 所 氏 名	電話 ()																																																																			
備 考																																																																					
その2																																																																					
個人の場合		〒																																																																			
		年 月 日生																																																																			
役員	種別	<input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> 合名会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> その他の法人 () <input type="checkbox"/> 法人でない団体 ()																																																																			
	名称																																																																				
	代表	〒																																																																			
	役職	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																			
		〒																																																																			
		年 月 日生																																																																			
		役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員																																																																			

法人等 の場合	役員	<input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他()
		〒 年 月 日生
	役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他()
		〒 年 月 日生
役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他()	
	〒 年 月 日生	
役員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他()	
	〒 年 月 日生	

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第7号 (第15条関係)

	受理 年月日		受理番号		年 月 日
沖縄県公安委員会 殿 届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 電話番号 () 電子メールアドレス ()					
催物開催中止・変更届出書					
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第12条の規定により届出をします。					
催 物 の 名 称					
催 物 の 形 態					
中 止 ・ 变 更 年 月 日	年 月 日				
变 更 内 容	旧				
	新				
中 止 ・ 变 更 の 理 由					
	変更に伴い必要となる書類の写し				

添付書類	
備考	

注1 中止の場合は「変更」の文字を、変更の場合は「中止」の文字を横2本線で消すこと。

2 中止の場合は、「変更内容」欄の記載は要しない。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第8号 (第16条関係)

受理 年月日	受理番号	年 月 日
沖縄県公安委員会 殿		
通知者 所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号 () 電子メールアドレス ()		
催物開催通知書		
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第13条第1項の規定により通知します。		
催物の名称		
催物の目的		
催物の開催場所		
催物の開催日時 年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
催物の形態		
事故防止のため にとる措置の 概要	救護体制	
	救護用具 ・船舶等	
	その他	
現場責任者	住 氏 所 名	電話 ()
添付書類		<input type="checkbox"/> 催物を開催する海域又は内水域を示す図面 <input type="checkbox"/> 広告又は宣伝の用に供される文書図画その他の催物の概要を記載した書類がある場合は、その写し
備考		

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第9号 (第16条関係)

受 理 年月日		受 理 番 号	
------------	--	------------	--

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

通知者 所在地
 名 称
 代表者の氏名
 電話番号 ()
 電子メールアドレス ()

催物開催廃止・変更通知書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第13条第2項の規定により通知します。

催 物 の 名 称		
催 物 の 形 態		
中 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	旧	
	新	
中 止 ・ 変 更 の 理 由		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 変更に係る海域又は内水域の範囲を示す図面 <input type="checkbox"/> 広告又は宣伝の用に供される文書図画その他の催物の概要を記載した書類がある場合は、その写し	
備 考		

注1 中止の場合は「変更」の文字を、変更の場合は「中止」の文字を横2本線で消すこと。

2 中止の場合は、「変更内容」欄の記載は要しない。

3 該当する□にレ印を付けること。

4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第10号(第17条関係)

その1	受 理 年月日		受 理 番 号	
-----	------------	--	------------	--

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

届出者 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 電話番号 ()
 電子メールアドレス ()

海域レジャー事業届出書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第15条第1項の規定により届出を

します。		
事業所の名称		
事業所の所在地 及び電話番号		〒 (- - -)
事業の種別		<input type="checkbox"/> プレジャー・ボート提供業 <input type="checkbox"/> マリーナ業 <input type="checkbox"/> カヌー等提供業 <input type="checkbox"/> 潜水業 <input type="checkbox"/> スノーケリング業 <input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業
事業所の 管理 者	住 所	〒
	氏 名	年 月 日生
事業を営む日		(年 月 日から 年 月 日まで)
事業の形態 及び方法		
事業に伴い発生が 予想される水難事 故を防止するため にとる措置の概要		
備 考		

その2 (2か所以上の事業所を設ける場合)

事業所の名称		
事業所の所在地 及び電話番号		〒 (- - -)
事業の種別		<input type="checkbox"/> プレジャー・ボート提供業 <input type="checkbox"/> マリーナ業 <input type="checkbox"/> カヌー等提供業 <input type="checkbox"/> 潜水業 <input type="checkbox"/> スノーケリング業 <input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業
事業所の 管理 者	住 所	〒
	氏 名	年 月 日生
事業の形態 及び方法		
事業に伴い発生が 予想される水難事 故を防止するため にとる措置の概要		
備 考		

事業所の名称		
事業所の所在地 及び電話番号		〒 (- - -)
事業の種別		<input type="checkbox"/> プレジャー・ボート提供業 <input type="checkbox"/> マリーナ業 <input type="checkbox"/> カヌー等提供業 <input type="checkbox"/> 潜水業 <input type="checkbox"/> スノーケリング業 <input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業

事業所の 管 理 者	住 所	〒
	氏 名	年 月 日生
事 業 の 形 態 及 び 方 法		
事業に伴い発生が 予想される水難事 故を防止するため にとる措置の概要		
備 考		

その3（海域レジャー事業を営もうとする者が法人その他の団体の場合）

法 人 等 の 種 別	<input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> 合名会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> その他の法人 () <input type="checkbox"/> 法人でない団体 ()
名 称	
代 表 表	〒 年 月 日生
役 員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () 〒 年 月 日生
役 員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () 〒 年 月 日生
役 員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () 〒 年 月 日生
役 員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () 〒 年 月 日生
役 員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () 〒 年 月 日生
役 員	役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 () 〒 年 月 日生

注1 該当する□に印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
様式第11号（第18条関係）

	受 理 年月日		受 理 番 号	
年 月 日				
沖縄県公安委員会 殿 届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 電話番号 () 電子メールアドレス ()				
海域レジャー事業廃止・変更届出書				
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第16条の規定により届出をします。				
事 業 所 の 名 称				
事 業 所 の 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 (- - -)			
事 業 の 種 別	<input type="checkbox"/> プレジャー・ボート提供業 <input type="checkbox"/> マリーナ業 <input type="checkbox"/> カヌー等提供業 <input type="checkbox"/> 潜水業 <input type="checkbox"/> スノーケリング業 <input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業			
変 更 内 容	旧			
	新			
廃止・変更年月日				
廃止・変更の理由				
添 付 書 類				
備 考				

注1 廃止の場合は、「変更」の文字を、変更の場合は、「廃止」の文字を横2本線で消すこと。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第12号（第19条関係）

	受 理 年月日		受 理 番 号	
年 月 日				
沖縄県公安委員会 殿 通知者 所在地 名 称 代表者の氏名 電話番号 () 電子メールアドレス ()				

		海域レジャー事業通知書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例17条第1項の規定により通知します。			
事業所の名称			
事業所の所在地 及び電話番号		〒 (電話番号)	
事業の種別		<input type="checkbox"/> プレジャーボート提供業	<input type="checkbox"/> マリーナ業
		<input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業	<input type="checkbox"/> カヌー等提供業
事業所の 管 理 者	住 所	〒	
	氏 名	年 月 日生	
事業を行う日		(年 月 日から 年 月 日まで)	
事業の形態 及び方法			
事業に伴い発生が 予想される水難事 故を防止するため にとる措置の概要			
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 事業所の図面及び付近の図面	
備 考			

注1 該当する□にレ印を付けること。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第13号（第19条関係）

		受理 年月日		受理 番号	
沖縄県公安委員会 殿		年 月 日			
		通知者	所在地 名 称		
			代表者の氏名		
			電話番号 ()	
			電子メールアドレス ()		
海域レジャー事業廃止・変更通知書					
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第17条第2項の規定により通知します。					
事業所の名称					
事業所の所在地 及び電話番号		〒 電話番号 ()			
事業の種別		<input type="checkbox"/> プレジャーボート提供業	<input type="checkbox"/> マリーナ業	<input type="checkbox"/> カヌー等提供業	
		<input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業			

変更内容	旧
	新
廃止・変更年月日	
廃止・変更の理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更に係る事業所の図面及び付近の図面
備考	

注1 廃止の場合は「変更」の文字を、変更の場合は「廃止」の文字を横2本線で消すこと。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第14号 (第41条関係)

沖公委(地) 第 年 月 号	
殿	
沖縄県公安委員会	
勧告書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第31条第1項の規定により、措置すべき事項を次のとおり勧告する。	
勧告に係る条例第5条第1項の届出をした者又は海域レジャー事業者の氏名・住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
勧告に係る事業所の名称	
勧告の内容	
勧告の理由	
措置期間	
* この勧告に従わないときは、条例第31条第2項の規定によりその旨及びその勧告の内容を公表されることがあります。	

様式第15号 (第43条関係)

(表)

	沖公委(地) 第	号
--	----------	---

年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 (四)

意見の聴取通知書

次のとおり意見の聴取を行いますので、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第43条第1項の規定により通知します。

予定される公表の内容	
公表の原因となる事実	
根拠となる条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備考	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、意見の聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 公安委員会は、あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき日時及び場所に出頭しないとき。）は、改めて申述書の提出又は口頭による意見の聴取を求めません。
- 4 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書（様式第17号）を沖縄県公安委員会に提出してください。
- 5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、沖縄県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（様式第19号）により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第16号 (第43条関係)

		年 月 日
沖縄県公安委員会 殿 住所 氏名 申 述 書		
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第43条第3項の規定により提出します。		
意見の聴取通知書の番号及び日付	沖公委(地)第 年 月 号	
公表の原因となる事実その他の事案の内容についての意見		
備 考		

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第17号 (第44条関係)

		年 月 日
沖縄県公安委員会 殿 住所 氏名 代理人選任届出書		
私は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第44条第3項の規定により、次の者を代理人として選任し、申述書の提出又は口頭による意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。		
意見の聴取通知書の番号及び日付	沖公委(地)第 年 月 号	
代理人の住所		
代理人の氏名		
代理人との関係		

様式第18号 (第44条関係)

	年 月 日
--	-------

沖縄県公安委員会 殿

住所

氏名

代理人資格喪失届出書

私の代理人は、その資格を失ったので沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第44条第4項の規定により届出をします。

意見の聴取通知書の番号及び日付	沖公委(地)第 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

様式第19号 (第45条関係)

			年 月 日
沖縄県公安委員会 殿 住所 氏名 意見の聴取日時等変更申出書			
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第45条第2項の規定により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。			
意見の聴取通知書の番号及び日付		沖公委(地)第 年 月 日	
変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更後		日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

様式第20号 (第45条関係)

沖公委(地)第 年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 (印)

意見の聴取日時等決定通知書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第45条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の聴取日時等変更申出書の番号及び日付	第 年 月 日
----------------------	---------

 意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

 意見の聴取の日時及び場所の不変更決定

意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由	
----------------------	--

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第21号(第47条関係)

冲公委(地) 第 年 月 日	
殿	
沖縄県公安委員会 	
指 示 書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第31条第4項の規定により、措置すべき事項を次のとおり指示する。	
指示に係る条例第5条第1項の届出をした者又は海域レジャー事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
(注意事項) この指示に従わないときには、条例第44条第1項第5号の規定により罰せられることがあります。 (教示事項) 1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会(沖縄県警察本部警務部監察課経由)に対して審査請求することができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるも	

- のではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号（第48条関係）

第 年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

警察署長 ㊞

停止命令・廃止等命令上申書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に違反した者について、次のとおり行政処分の必要があると認められるので、関係書類を添えて上申します。

被 処 分 者	本籍	
	住所（法人にあっては事務所所在地）	電話番号
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	電話番号
□海水浴場□催物□事業所の場所		
□海水浴場□催物□事業所の名称		
事業等の種別	□海水浴場の開設 □催物の開催 □海域レジャー事業	
届出の有無	□有り □無し 年 月 日届出	
行政処分歴の有無	□有り □無し	
発覚の端緒		
違反の概要		
適用条項		
証拠書類		
事件送致の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 送致済 年 月 日 (送致先) <input type="checkbox"/> 起訴相当処分の情状意見を付して送致 <input type="checkbox"/> 寛大相当処分の情状意見を付して送致 <input type="checkbox"/> 送致予定 年 月 日 <input type="checkbox"/> 送致しない (理由)	
処分に対する意見	<input type="checkbox"/> 停止命令 <input type="checkbox"/> 中止命令 <input type="checkbox"/> 廃止命令	

処 分 意 見

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第23号 (第49条関係)

沖公委(地) 第 年 月 号
殿

沖縄県公安委員会 **印**

停 止 命 令 書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第32条第1項の規定により、次の(□海水浴場を公衆の利用に供すること、□催物を開催すること、□海域レジャー事業を営むこと)について、次のとおり停止を命ずる。

停止に係る海水浴場、催物又は事業所の名称及び代表者の氏名・住所(法人にあっては、事務所の所在地、代表者の氏名)	
停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	
処 分 の 理 由	

(注意事項)

この命令に従わないときには、条例第43条第5号の規定により罰せられることがあります。
(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会(沖縄県警察本部警務部監察課経由)に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置(執行停止)を、審査庁(審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。)に対し申し立てることができます(執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。)。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第24号 (第49条関係)

沖公委(地) 第 年 月 号
殿

沖縄県公安委員会 **印**

廃止等命令書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第32条（□第2項、□第3項、□第4項）の規定により、次のとおり（□海水浴場の廃止、□催物の開催の中止、□海域レジャー事業の廃止）を命ずる。

廃止等に係る海水浴場、催物又は事業所の名称及び代表者の氏名・住所（法人にあっては、事務所の所在地、代表者の氏名）	
処分の理由	

(注意事項)

この命令に従わないときには、条例第43条第5号の規定により罰せられることがあります。

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第25号（第50条関係）

受領書

□ 海水浴場
□ 催物
□ 事業所 名称

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日 生

私は、 年 月 日付け沖縄県公安委員会（地）第 号による

の通知を確かに受領いたしました。

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

氏名

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第26号 (第51条関係)

	受 理 年月日		受 理 番 号	
年 月 日				
沖縄県公安委員会 殿				
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主た る事務所の所在地) 電話番号 ()				
安全対策優良海域レジャー提供業者指定申出書				
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第34条第1項の規定により、安全 対策優良海域レジャー提供業者として指定していただくよう申し出ます。				
1 事業所名				
2 事業所所在地 (電話)				
3 指定の申出に係る事業種別 <input type="checkbox"/> 海水浴場 <input type="checkbox"/> プレジャー・ボート提供業 <input type="checkbox"/> マリーナ業 <input type="checkbox"/> カヌー等提供業 <input type="checkbox"/> 潜水業 <input type="checkbox"/> スノーケリング業 <input type="checkbox"/> 水上設置遊具運営業				

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第27号 (第51条関係)

沖公委 (地) 第 年 月 号
日

殿

沖縄県公安委員会 ㊞

安全対策優良海域レジャー提供業者指定通知書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第34条第1項の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者に指定したので同条第2項の規定により、次のとおり通知する。

1 指定の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

2 指定事業所名

3 上記事業所の所在地

(電話)

4 指定に係る事業種別

様式第28号（第51条関係）



沖縄県公安委員会

様式第29号 (第51条関係)

殿	沖公委（地）第 年 月 日
沖縄県公安委員会 (印)	
安全対策優良海域レジャー提供業者指定取消通知書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第34条第4項の規定により安全対策優良海域レジャー提供業者の指定を取り消したので、次のとおり通知する。	
1 取消しの期日	年 月 日
2 指定を取り消した事業所名	
3 上記事業所の所在地	(電話)
4 取消しに係る事業種別	

様式第30号 (第54条関係)

殿	沖公委（地）第 年 月 日
沖縄県公安委員会 (印)	
通 知 書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第37条第1項の規定により海域及び内水域を調査した結果、危険箇所を発見したので次のとおり通知する。	
危険海域及び内水域	
危 険 理 由	

添付書類	
備考	

様式第31号（第56条関係）

(表)

第 号	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第39条第5項第1号の規定による事業に従事する海域レジャー適正化事業指導員の身分証明書	
写真	氏名 年 月 日生
30mm	年 月 日交付
	沖縄県公安委員会指定
	海域レジャー適正化事業実施機関 <input checked="" type="checkbox"/>
	名 称
← 85mm →	
(裏)	

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例抜粋	
第39条 略	
2～4 略	
5 海域レジャー適正化事業実施機関は、次に掲げる事業を行うものとする。	
(1) 水難事故の防止その他この条例の遵守に関し海域レジャー提供業者に対する助言及び指導を行うこと。	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則抜粋	
第56条 海域レジャー適正化機関は、条例第39条第5項第1号に掲げる業務を行わせるため、海域レジャー適正化事業指導員を選任しなければならない。	
2 海域レジャー適正化機関は、海域レジャー適正化事業指導員に対し、様式第31号の身分を示す証明書を交付しなければならない。	
3 海域レジャー適正化事業指導員は、第1項の業務を行うに当たっては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

人事委員会事項

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県人事委員会
委員長 池 修

沖縄県人事委員会規則第22号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「人事委員会規則で定める職員は、」を「職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものは」に改め、「教頭と」の次に「し、同備考の職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものは高等学校又は特別支援学校に勤務する校長と」を加える。

第5条第2項中「人事委員会規則で定める職員は、」を「職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものは」に改め、「教頭と」の次に「し、同備考の職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定

めるものは中学校、小学校又は幼稚園に勤務する校長と」を加える。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県人事委員会
委員長 池田修

沖縄県人事委員会規則第23号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

期間の区分	1項職員			2項職員
	1種	2種	3種	
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 55,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	55,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	55,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	55,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	55,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	50,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	45,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	40,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	35,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	30,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	25,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	20,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	15,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	10,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	5,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	

21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員になった日以後の期間を示す。

2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第24号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の315」を「100分の322.5」に、「100分の375」を「100分の382.5」に改め、同条第2号中「100分の150」を「100分の157.5」に、「100分の180」を「100分の187.5」に改め、同条第3号中「100分の262.5」を「100分の270」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の322.5」を「100分の318.75」に、「100分の382.5」を「100分の378.75」に改め、同条第2号中「100分の157.5」を「100分の153.75」に、「100分の187.5」を「100分の183.75」に改め、同条第3号中「100分の270」を「100分の266.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県人事委員会
委員長 池田修

沖縄県人事委員会規則第25号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「第8条第1項第5号」を「第8条第1項第8号」に改める。

第26条第1項第1号ア中「終日に及ぶ程度（業務に従事した時間が8時間程度であるものとする。以下同じ。）又はこれと同程度」を「4時間程度」に改め、同項第3号中「終日に及ぶ程度」の次に「（業務に従事した時間が8時間程度であるものとする。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

沖縄県人事委員会
委員長 池田修

沖縄県人事委員会規則第26号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第27条中「100分の315」を「100分の322.5」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第27条中「100分の322.5」を「100分の318.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月26日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武田昌則

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成20年沖縄県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書及び確認書」に改める。
第2条中「又は政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書又は確認書」に改める。
第3条第1項中「例によることとされている」を「その例によることとされる」に改め、同条第3項中「又は加筆等」を「、加筆等」に改める。
第4条中「者は」を「者」に改める。
第6条第1項中「交付請求」を「交付の請求」に改める。
第7条中「法第20条の2」の前に「前条の規定にかかわらず、委員会は、」を加え、「交付請求に」を「交付の請求に」に、「すべてについて前条第1項」を「全てについて前条」に改め、「、同条の規定にかかわらず、委員会は」を削り、「前条第1項の規定による交付」を「当該交付」に、「同項の規定による交付」を「当該交付」に、「同項に」を「前条第1項に」に改める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

沖縄県選挙管理委員会告示第52号

政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程

政党助成法の規定による報告書等の閲覧請求及びその方法に関する規程（平成7年沖縄県選挙管理委員会告示第80号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、政党助成法（平成6年法律第5号。以下「法」という。）第32条第5項の規定による都道府県提出文書のうち沖縄県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の受理したものの閲覧及び写しの交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（都道府県提出文書の閲覧手続）

第2条 法第32条第5項の規定による都道府県提出文書の閲覧をしようとする者は、都道府県提出文書閲覧請求書（第1号様式）を委員会に提出してしなければならない。

（閲覧の場所及び方法等）

第3条 都道府県提出文書の閲覧は、委員会の事務室で、沖縄県選挙管理委員会規程（昭和47年沖縄県選挙管理委員会告示第1号）第15条の規定によりその例によることとされる沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）第8条第1項に規定する職員の勤務時間中にしなければならない。

2 都道府県提出文書は、委員会の事務室以外に持ち出すことができない。

3 都道府県提出文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

4 委員会は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（都道府県提出文書の写しの交付手続）

第4条 法第32条第5項の規定により、都道府県提出文書の写しの交付を請求しようとする者（以下「交付請求者」という。）は、交付請求書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

（交付請求書の補正）

第5条 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

2 前項の規定による補正の求めは、補正通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

3 前項の補正通知書を受けた交付請求者が当該補正を行うときは、補正書（第4号様式）により提出しなければならない。

（都道府県提出文書の写しの交付及び交付期間）

第6条 委員会は、法第32条第5項の規定による都道府県提出文書の写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に、当該請求に係る都道府県提出文書の写しを交付するものとする。ただ

し、前条第1項の規定により補正を求める場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を期間延長通知書（第5号様式）により通知しなければならない。

（都道府県提出文書の写しの交付期間の特例）

第7条 前条の規定にかかわらず、委員会は、法第32条第5項の規定による都道府県提出文書の写しの交付の請求に係る都道府県提出文書が著しく大量であるため、当該請求のあった日から60日以内にその全てについて前条の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該請求に係る都道府県提出文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの都道府県提出文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、前条第1項に規定する期間内に、交付請求者に対し、期間特例延長通知書（第6号様式）により通知しなければならない。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

都道府県提出文書閲覧請求書

年 月 日

沖縄県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称

（法人その他の団体にあっては代表者の氏名）

住所又は居所

連絡先電話番号 ()

政党助成法第32条第5項の規定により、下記の都道府県提出文書の閲覧を請求します。

政党の支部の名称	支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年

第2号様式（第4条関係）

交付請求書

年 月 日

沖縄県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称

（法人その他の団体にあっては代表者の氏名）

住所又は居所

連絡先電話番号 ()

政党助成法第32条第5項の規定により、次のとおり都道府県提出文書の写しの交付を請求します。

1 政党的支部の名称及び支 部政党交付金の支給を受 け、若しくは支部政党交付 金による支出をし、又は支 部基金の残高を有した年	
2 写しの交付方法 〔希望する番号を○印 で囲んでください。〕	(1) 希望する 写しの送付を (2) 希望しない

第3号様式（第5条関係）

補正通知書

第 年 月 日 号

殿

沖縄県選挙管理委員会
委員長 印

あなたが、 年 月 日付けで提出された交付請求書は、次のとおり不備があります
ので、政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第5条第2項
の規定により、補正を求めます。

1 補正を求める事項	
2 補正書の提出期限	年 月 日
3 補正の参考となる情報	

第4号様式（第5条関係）

補正書

年 月 日

沖縄県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては代表者の氏名)

住所又は居所

連絡先電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で補正の求めのあった交付請求書の補正については、
次のとおりです。

補正の内容	
-------	--

第5号様式（第6条関係）

期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

沖縄県選挙管理委員会

委員長

印

年 月 日付けで請求のあった都道府県提出文書の写しの交付については、政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第6条第2項の規定により、次のとおり交付の期間を延長したので通知します。

1 政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第6条第1項の規定による交付期間	年 月 日 () から (30日間) 年 月 日 () まで
2 延長後の交付期間	年 月 日 () から (日間) 年 月 日 () まで
3 延長の理由	
4 備考	

第6号様式（第7条関係）

期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

殿

沖縄県選挙管理委員会

委員長

印

年 月 日付けで請求のあった都道府県提出文書の写しの交付については、政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第7条の規定により、次のとおり交付の期間を延長したので通知します。

1 政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第6条第1項の規定による交付期間	年 月 日 () から (30日間) 年 月 日 () まで
2 交付請求に係る都道府県提出文書の写しのうちの相当の部分について交付する期間（60日以内）	年 月 日 () から (日間) 年 月 日 () まで
3 上記2の期間に交付す	

る部分	
4 残りの都道府県提出文書の写しについて交付する期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (日間)
5 政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第7条を適用する理由	
6 備考	

令和7年12月26日 金曜日

公 報

(号外第42号)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---